

三重県過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

令和4年10月改訂(案)

三 重 県

《 目 次 》

| | |
|--------------------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 1 基本的な事項 | 2 |
| 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | 6 |
| 3 農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興及び観光の開発 | 9 |
| 4 デジタル社会の推進 | 15 |
| 5 交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保 | 17 |
| 6 生活環境の整備 | 20 |
| 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進 | 24 |
| 8 医療の確保 | 27 |
| 9 教育の振興 | 29 |
| 10 集落の整備 | 31 |
| 11 地域文化の振興等 | 32 |
| 12 再生可能エネルギーの利用の推進 | 33 |
| 13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項 | 34 |
| ＜各市町の過疎地域持続的発展計画における基本的方針＞ | 36 |
| ＜三重県過疎地域持続的発展計画とSDGs（持続可能な開発目標）との関係＞ | 48 |

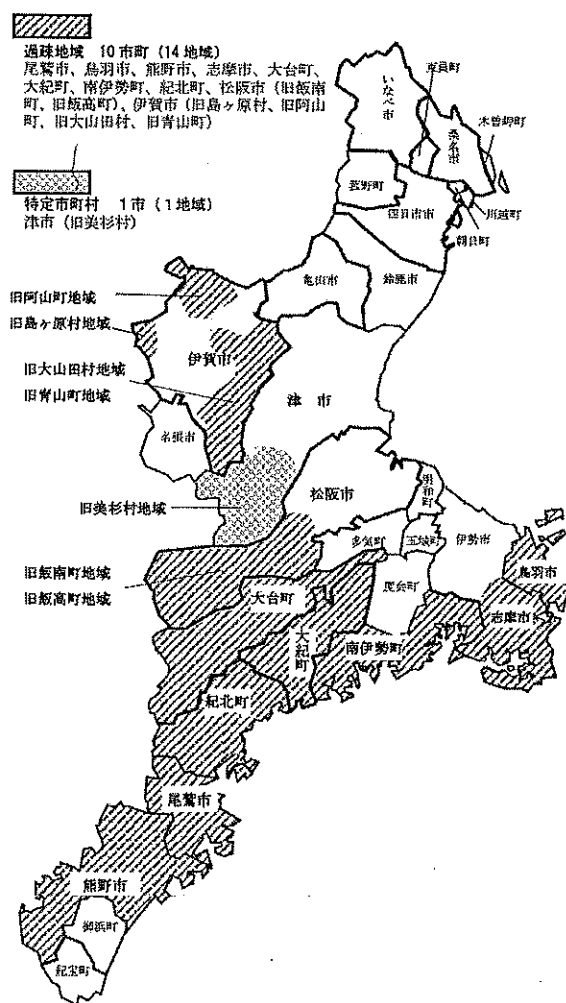
<はじめに>

三重県では、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（以下「過疎法」という。）の施行（令和3年4月1日）に伴い、「三重県過疎地域持続的発展方針（令和3年度～令和7年度）」（以下「過疎方針」という。）を策定しました。

この「三重県過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）」（以下「本計画」という。）は、新たな過疎方針に基づき、過疎地域の持続的発展を図るため、県が過疎地域の市町に協力して講じようとする措置の計画として定めるものです。計画期間及び対象地域は次のとおりです。

計画期間：令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

対象地域：津市の一部（旧美杉村）、松阪市の一部（旧飯南町・旧飯高町）、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、伊賀市の一部（旧島ヶ原村、旧阿山町、旧大山田村、旧青山町）、大台町、大紀町、南伊勢町、紀北町



1 基本的な事項

(1) 持続的発展の基本方針

過疎方針において、過疎地域の課題と新たな潮流をふまえ、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上が実現するよう、基本方針を次のとおり定めています。

○ 過疎法制定の理念

旧過疎法においては、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正、美しく風格ある国土の形成に寄与することがその目的とされていました。

一方、国全体が人口減少社会を迎え、都市部においても、今後、人口減少と高齢化が進むことが見込まれていることから、過疎地域、都市部ともに持続可能性の向上が課題となっています。

新過疎法においては、条件不利性の克服という過疎対策の基本的な考え方は維持しつつも、地域の自立に向けて、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活かした地域活力の向上が実現するよう取り組むことが理念とされています。

また、過疎地域の豊かで多様な価値観・文化、地域のつながり、地域経済循環、都市部との共生といった価値・役割は、SDGs で示されている、持続可能性、多様性、包摂性、多様な関係者の参画、社会・経済・環境の統合性を重視する考え方との親和性が極めて高く、過疎地域の持つ潜在的な価値・役割を高めていくという視点も新過疎法の理念に反映されています。

○ 過疎地域の価値・役割と新しい技術、新しい考え方の反映

過疎地域は、食料・水・エネルギーの生産・供給にとどまらず、自然災害の発生の防止、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、多様な文化の継承、良好な景観の形成等の多面にわたる機能を有し、これらが発揮されることにより、県民の生活に豊かさや潤いを与え、県土の多様性を支えているとともに、脱炭素社会の実現に向けても大きな役割を担っています。

また、過疎地域は、自動運転サービスや空の移動革命など DX の推進に向けた先端技術活用の実証の場としての役割も担っています。

これら過疎地域が有する、都市部にはない自然環境、景観、生活文化、ライフスタイル等の価値・役割は、SDGs で示されている持続可能性や多様性等の考え方と親和性が高く、過疎地域の持続的発展は、SDGs 実現のロールモデルにもなり得ます。

このことから、過疎地域の特性を生かした教育の展開や新しい人の流れと地域とのつながりの創出、地域社会の担い手となる人材の育成、しごとづくりの新たな展開などに加え、これまで過疎地域にとって不利とされてきた時間や距離の制約を取り払う DX を積極的に推進するとともに、「誰一人取り残さない」ことを理念とする SDGs の考え方を取り入れることで、過疎地域の持続可能な発展に向けた取組を進めていきます。

○ 新型コロナウイルス感染症の拡大による価値観の変化

新型コロナウイルス感染症の拡大により、人やモノの移動が制限された一方で、これまで進まなかったテレワークやオンライン教育が普及し始め、ワーケーションや二地域居住等の新しい働き方や暮らしが注目されるなど、人びとのライフスタイルや価値観等が大きく変化しつつあります。

また、空間のゆとりと可能性を持つ過疎地域は、高密度や集積のリスクを避けつつ、都市部と連携しながら、豊かな暮らしの中で様々な付加価値を生み続けられる場として注目されており、このような環境の変化を過疎地域発展の好機(チャンス)ととらえ、過疎対策に取り組んでいくこととします。

(2) 県の責務

県は、過疎地域の人材の確保・育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正など過疎地域の持続的発展のための対策について、広域的な見地からの施策を実施するものとします。

県内の過疎市町は、行政・財政の規模が小さく、職員数が限られているという課題があることから、市町相互間の連絡調整、人的・技術的援助その他必要な援助を行うとともに、過疎地域に共通する課題の解決に向けて、市町間の広域連携を促進します。

人的・技術的援助の一つとして、市町のニーズを把握したうえで、必要に応じて過疎地域等政策支援員を設置します。過疎地域等政策支援員は、過疎地域その他条件不利地域における産業振興、地域における情報化、地域公共交通の確保、生活環境の整備、子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉、医療の確保、教育の振興、集落の整備、地域文化の振興、再生可能エネルギーの利用推進等に関する市町の施策の企画立案、指導・助言、関係者調整等の支援の業務に従事します。

また、県境を越えて取り組むべき共通の課題や広域的な課題に関して、他府県との連絡調整を行うなど、過疎市町と他府県の自治体が連携した取組を支援します。

(3) 過疎地域の持続的発展に関する目標

【指標】 令和7年における過疎地域の人口

【目標値】 152,000人(R7国勢調査) <現状値 170,998人(R2国勢調査)>

【目標値設定の考え方】

○三重県人口ビジョン(令和2年4月時点修正)における県全体の人口の将来展望

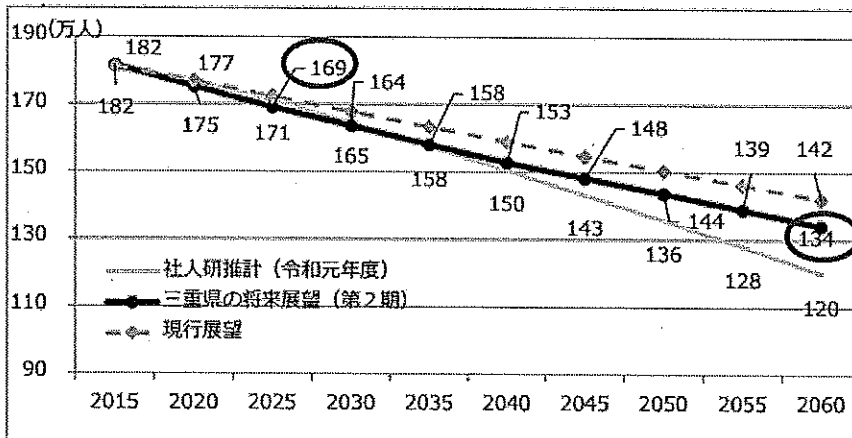
県外への転出超過数を毎年608人ずつ改善するなど必要な対策を講じ、合計特殊出生率や転出超過数が改善された場合、2060年には県全体で134万人を確保できるとしており、2025年(令和7年)では169万人を確保することが見込まれています。

「三重県人口ビジョン(令和2年4月時点修正)」より

平成27(2015)年10月に策定した「三重県人口ビジョン」(以下「人口ビジョン」という。)の将来推計では、人口減少が進むと2060年時点には県全体で120万人まで落ち込むことをお示ししました。また、転出超過数を毎年280人ずつ改善し、合計特殊出生率を2020年代半ばに1.8台に引き上げるなど必要な対策を講じ、合計特殊出生率や転出超過数が改善された場合、2060年には県全体では142万人を確保することを見込んでいました。

その後4年が経過し、2060年の人口の将来推計に動きはありませんが、近年の転出超過の状況をふまえ、転出超過が0になる時期をあらためて検討し、人口ビジョンの設定時期を5年後に見直すこととし、試算を行いました。それによると、令和元(2019)年の県外への転出超過数6,251人を、毎年608人ずつ改善するなど必要な対策を講じ、合計特殊出生率や転出超過数が改善された場合、2060年には北中部地域で117万人、南部地域で17万人、県全体では134万人を確保できることが見込まれます。

図1 三重県の将来人口のベース推計と将来展望



○過疎地域における人口の目標設定

国勢調査における過疎地域の人口減少率について、県全体の増減率と比べると、H17：△6.8ポイント、H22：△7.0ポイント、H27：△7.8ポイントと徐々にその差は大きくなっており、過疎地域の人口減少が県全体よりもさらに加速度的に進んでいることが分かります。

令和2年の国勢調査では、過疎地域の人口減少率は△9.7%と前回よりわずかに小さくなりましたが、県全体（△2.5%）と比べると、依然として△7.2ポイントの差があります。

このトレンドから推定し、R7での県全体の増減率との差を△7.3ポイント（過去3回の平均値）と仮定すると、過疎地域での人口増減率は△11.8%と試算され、R7の過疎地域の人口は150,820人（下表の上段（ ）書き）になると予想されます。

そこで、県及び市町がそれぞれの過疎計画に基づいた対策を行うことで、R7の減少率を0.5%食い止め、△11.3%とすることを目指し、R7の過疎地域の人口を151,675人（152,000人）（下表の下段下線部）とすることを目指します。

| | | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | 令和2年 | 令和7年 |
|--------------|----------|----------------|----------------|----------------|----------------|--------------------------------------|
| 県全体 | 人口 | 1,866,963 | 1,854,724 | 1,815,865 | 1,770,254 | 1,690,000 (将来展望) |
| | 増減率 ① | +0.5% | △0.7% | △2.1% | △2.5% | △4.5% |
| 過疎地域 | 人口 | <u>227,812</u> | <u>210,283</u> | <u>189,429</u> | <u>170,998</u> | (<u>150,820</u>) <u>151,675</u> |
| | 増減率 ② | <u>△6.3%</u> | <u>△7.7%</u> | <u>△9.9%</u> | <u>△9.7%</u> | (<u>△11.8%</u>) <u>△11.3%</u> |
| 増減率の差 ②-① | | <u>△6.8</u> | <u>△7.0</u> | <u>△7.8</u> | <u>△7.2</u> | (<u>△7.3</u>) <u>△6.8</u> |

増減率の差の平均値 △7.3

(4) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況の評価については、毎年度の「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の評価・検証を参考とするとともに、過疎地域の人口統計及び過疎対策事業実績調査等により行うものとします。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 移住・定住の促進

| 事業名 | 事業内容 |
|---------------------|---|
| ええとこやんか三重移住促進事業費 | <p>県外の若者と地域づくりに取り組む人々との交流を促進するほか、移住者や地域の方と一緒に地域づくりに取り組む人の育成により、受け入れ態勢を充実します。</p> <p>また、「関西圏・中京圏」での情報発信の充実や、「転職なき移住」という新たな動きに対する企業へのアプローチなどに取り組みます。</p> <p>あわせて「ええとこやんか三重 移住相談センター」を中心としたきめ細かな相談対応、全国フェアへの出展や他県と連携した移住プロモーション、HP等での情報発信を行うとともに、「三重暮らし魅力発信サポーターズスクエア」の取組をさらに進めます。</p> |
| 移住促進のための市町支援事業費 | <p>県と市町の連携を深め、移住希望者のニーズや移住促進に向けた課題や効果的な手法等について情報共有する担当者会議や研修会を実施します。また、東京23区の在住者又は東京圏在住で23区への通勤者で、三重県に移住・就職した人等を対象に、市町と連携して移住支援金を支給します。</p> |
| 移住促進に向けた農山漁村魅力発信事業費 | <p>グリーン・ツーリズムや農泊（農山漁村滞在型旅行）の取組を活用し、農山漁村での暮らしや働き方が学べる参加型プログラムを実施します。プログラムへの参加をきっかけに農山漁村への将来移住につながる可能性の高い層への滞在に対する興味を喚起し、取組拡大を図ります。また、これらの取組を、近年県内への移住者が増えている関西圏、中京圏を中心に情報発信します。</p> |

(2) 地域間交流の促進

| 事業名 | 事業内容 |
|--------------|--|
| ワーケーション推進事業費 | <p>コロナ禍の中、普及が進んでいるテレワークを活用した新しいライフスタイル・働き方として、県内の自然豊かな環境で安全かつ快適に仕事ができる「ワーケーション」の受け入れを推進し、首都圏・関西圏・中部圏等都市部の企業・個人を誘客することで、地域の課題解決、地域経済の活性化や関係人口の増加を目指します。</p> |

(3) 多様な人材の確保・育成

| 事業名 | 事業内容 |
|-------------------------|--|
| 三重の農業若き匠の里プロジェクト総合対策事業費 | <p>若き農業ビジネス人材を呼び込み、育成するため、県農業大学校に「みえ農業版MBA養成塾」を設置し、農業法人等における「雇用型インターンシップ」や食品産業事業者等と連携した「フードマネジメント講座」等の魅力ある育成体制を整備するとともに、求める資質を持つ入塾者の確保を行います。</p> <p>(1) 「三重農業版MBA養成塾」設置運営事業 (2) 若き農業ビジネス人材発掘事業</p> |
| みえ森林・林業アカデミー運営事業費 | <p>「みえ森林・林業アカデミー」において、次代を担う人材育成を目的に、主に既就業者を対象とした基本コースや、今後の森林整備の推進に重要な役割を果たす市町職員向けの講座などを実施します。また、高校生等の就業希望者を対象とした林業現場の体験のほか、木造建築士養成講座や、県・市町の営繕担当者等を対象とした研修会など、専門的、実践的な知識、技術向上を集中的に行う選択講座の運営を行います。</p> |
| 地域水産業担い手確保事業費 | <p>オンライン漁師育成機関を運営し、既存の漁師塾を補完することで、都市部の若者等の三重県の漁業への円滑な着業・定着を支援するとともに、今後、漁業の法人化等に率先して取り組む若手・中堅漁業者の育成を進めます。</p> |
| 食の高度人材育成交流事業費 | <p>食関連イベントや食に特化したインターンシップ等、若い世代が「食」に触れる機会を創出することで、「みえの食」の素晴らしさや魅力を伝えるとともに、食関連産業の将来を担う人材の確保・育成を図ります。また、地域やジャンルを超えた料理人交流を行うことで、新たな気付きを誘発し、「食」を核とした地域の魅力づくりを進めます。</p> |
| 地域づくり人材支援事業費 | <p>地域の活力を向上するため、地域おこし協力隊等の地域づくりをサポートする人材の育成等に取り組めます。また、関係人口の取組を進め、持続可能な地域づくりをめざします。</p> |

(4) 若者の県内定着の促進

| 事業名 | 事業内容 |
|---------------|--|
| 高等教育機関連携推進事業費 | <p>若者の県内定着を促進するため、「高等教育コンソーシアムみえ」において、フィールドワークを含めた学習を通して三重のことを深く学べる「三重を知る」共同授業など、三重への愛着・誇りを持つきっかけづくり</p> |

| | |
|-------------------------------------|--|
| <p>地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業費</p> | <p>となる取組を進めます。</p> <p>若者の県内への定着を促進するため、県内外の学生などが県内に居住し、活躍するよう、大学生等の奨学金返還額の一部を助成します。</p> |
| <p>課題解決型学習（PBL）を通じた新しい郷土教育推進事業費</p> | <p>郷土について誇りと愛着を感じ、将来地域で活躍する意欲と態度を身につけることができるよう、中学生が学校や地域の課題について解決策を考え、提案する課題解決型学習（PBL）の手法を取り入れた取組を支援するとともに、その成果を発表する実践発表会を実施します。</p> |

3 農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興及び観光の開発

(1) 農林水産業の振興

| 事業名 | 事業内容 |
|------------------------------|--|
| ① 農業の振興 戦略的ブランド化推進 事業費 | 特に優れた県産品とその事業者を三重ブランドとして認定し情報発信することや、地域の食に関する多様な関係者が参画する <u>地域食品産業連携プロジェクト</u> への支援を通して、 <u>県産農林水産物の認知度向上</u> や <u>イメージアップ</u> を図ります。 |
| みえフードイノベーション 総合推進事業費 | 農林水産資源を活用して、生産者や食品産業事業者、大学など産学官のさまざまな主体の知恵や技術を結集し融合することにより、 <u>新たな商品やサービスを革新的に生み出す仕組みづくり</u> を推進します。 |
| 国補公共事業(県営中山間地域総合整備事業費) | 自然的、社会的、経済的諸条件に恵まれない中山間地域における農業・農村の活性化を図るため、 <u>地域の特性に応じた生産及び生活環境の基盤を総合的に整備し、地域の立地条件に適応した活力ある農業の確立と快適で住みよい農村づくり</u> を行います。 |
| 中山間地域等直接支払事業費 | 耕作放棄地の増加等により、 <u>多面的機能の低下</u> が特に懸念されている中山間地域等において、 <u>農業生産活動等の維持</u> を図りつつ多面的機能を確保する観点から、 <u>平坦地域との生産条件の不利性を補正する支援</u> を行います。 |
| 地域資源活用型ビジネス展開事業費 | 地域の豊かな資源を活用して魅力ある <u>製品やサービスを提供する「地域資源活用型ビジネス」</u> に取り組むことができる人材の育成や、 <u>地域内の農林漁業体験や宿泊などの取組を発掘、連携させ、地域の特徴を生かした新たな農山漁村観光を創出</u> することができる組織づくり、 <u>情報発信による支援</u> などを行い、 <u>地域の雇用の場や所得機会を確保し、農山漁村地域への交流人口拡大</u> を目指します。 |
| 多面的機能支払事業費 | 農業・農村が有する、国土保全、水源かん養、 <u>景観形成</u> 等の多面的機能の発揮に向け、 <u>地域資源(農地、農業用水路、農道等)の維持保全活動、生態系の保全活動、景観形成活動、農業用施設等の長寿命化のための補修活動</u> に取り組む地域の共同活動を支援します。 |
| 獣害につよい地域づくり推進事業費 | <u>集落ぐるみの被害防除対策や有害鳥獣の取組を推進</u> するため、 <u>鳥獣被害防止施設の整備や捕獲活動等への支援</u> を行い、 <u>被害軽減</u> を図ります。 |

| | |
|--|---|
| <p>獣害対策推進体制強化事業費</p> | <p>集落ぐるみによる取組を実施するための体制づくりや地域における獣害対策のリーダーの育成を行うとともに、被害対策の支援となる新技術の開発・実証や捕獲力強化を行います。</p> |
| <p>② 林業の振興 「もっと県産材を使おう」推進事業費</p> | <p>森林の有する多面的機能を発揮させ、林業の持続的かつ健全な発展を図るには、県産材の利用を増やし、緑の循環を実現していくことが重要です。このため、品質・規格の明確な製材品である「三重の木」認証材をはじめとする県産材の情報発信・販路開拓等に取り組み、県産材の利用拡大を図ります。</p> |
| <p>(国補公共事業)造林事業費</p> | <p>森林の有する多面的機能の維持・増進や持続的林業生産活動等の推進を図るため、植栽、下刈、間伐、枝打ちなどの森林整備や、獣害防護柵、森林作業道の整備等を支援します。</p> |
| <p>(県単公共事業)県単造林事業費</p> | <p>森林の有する多面的機能の維持・増進や持続的林業生産活動等の推進を図るため、国庫補助事業を補完し、植栽、下刈、除伐、間伐、枝打ちなどの森林整備を行います。</p> |
| <p>新たな森林経営管理体制支援事業費</p> | <p>市町が主体となった「新たな森林経営管理制度」が円滑に進むよう、「みえ森林経営管理支援センター」等を通じた市町の業務推進等への支援に取り組むとともに、市町が行う森林整備が促進されるよう、林業の担い手の確保や、少花粉スギ・ヒノキの種子の生産体制の強化等を行います。</p> |
| <p>③ 水産業の振興 法人化に向けた魚類養殖業の構造改革促進事業費</p> | <p>魚類養殖業の構造改革に向け、新技術の導入による生産性の向上や、リスクヘッジに向けた新魚種の導入などを進めるとともに、新規就業者の受け皿となる魚類養殖の法人化に取り組みます。また、疾病被害の軽減に向けたワクチンの2回接種に係る実証試験などマハタのへい死対策に取り組みます。</p> |
| <p>国補公共事業(県営漁港海岸保全事業費)</p> | <p>勢力を増す台風や南海トラフ地震などの大規模自然災害による高潮や津波による浸水被害に備えるため、漁港海岸保全施設の嵩上げや耐震対策などを実施します。また、漁港海岸施設の老朽化状況を踏まえた長寿命化計画に基づき、計画的な機能保全を行います。</p> |
| <p>内水面水産資源の回復促進事業費</p> | <p>漁業者のみならず、広く一般に水産動物の採捕の機会やレクリエーションの場となっている内水面域において、遊漁者の増加を図るとともに、大きな被害が続いているカワウによるアユ等の県内内水面水産資</p> |

| | |
|--|---|
| | 源の食害防止対策を強化し、内水面水産資源の早期回復、漁場環境の再生を図ります。 |
|--|---|

(2) 商工業の振興

| 事業名 | 事業内容 |
|-------------------------------------|---|
| ① 地域資源活用による新事業の創出 中小企業特定支援等委託事業費 | 製品の高付加価値化や、販路拡大、業務プロセス改善等による生産性向上など中小企業・小規模企業が直面する課題を乗り越えるため、企業調査やマッチング支援など企業ニーズに応じた支援を行います。 |
| 中小企業支援センター等事業費補助金 | 中小企業の製品やサービスの高付加価値化や経営資源を強化し、経営革新等の取組の促進や新事業創出を支援するため、中小企業の多様なニーズや課題に対応して、施策情報、診断・助言、取引あっせん等の支援策を企業の実態やニーズを踏まえて行うワンストップサービス型の支援を行います。 |
| ② 商業機能等地域課題への取組 生産性向上・業態転換支援補助金 | <u>中小企業・小規模企業が、コロナ禍の影響を乗り越え、継続的に発展するため、さらなる生産性向上や新商品・サービスによる業態転換など、アフターコロナを見据えた経営計画を立て、これを実現するための取組を支援します。</u> |

(3) 企業立地の促進

| 事業名 | 事業内容 |
|-----------|---|
| 県内投資促進事業費 | 地域経済の活性化や雇用機会の創出を図るため、マイルージ制度を取り入れた企業投資促進制度を活用し、成長産業、スマート工場化、外資系企業の拠点などに関する県内投資や、マザー工場化、研究開発施設などの投資への支援を行います。また、投資環境の条件が不利な県南部地域においては、地域資源を活用した産業への投資を促進します。さらに、県内中小企業のものづくり基盤技術の高度化や集客交流産業の高付加価値化等に関する事業の支援や、地域への高い経済波及効果が見込まれる投資を支援します。 |

(4) 情報通信産業の振興

| 事業名 | 事業内容 |
|-------------|---|
| DX人材育成推進事業費 | <p>経営者の意識改革や業務担当者の知識・スキルの向上を目的とした研修等を実施し、事業者の意識啓発を図りながらデジタル人材の育成に取り組めます。</p> <p>また、「みえICT・データサイエンス推進協議会」を中心とした産学官の連携により、ICTやデータを活用するプロジェクトの創出や支援を行い、地域課題の解決に取り組めます。</p> |

(5) 中小企業の育成及び起業の促進

| 事業名 | 事業内容 |
|------------------------|--|
| みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会事業費 | <p>地域の実情に応じた中小企業・小規模企業振興を具体的かつ計画的に推進するため、県内5地域に設置した「みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会」において、中小企業・小規模企業の振興や中小企業・小規模企業が抱える課題の把握および解決策の検討等を行います。</p> |
| 事業承継支援総合対策事業費 | <p>中小企業・小規模企業の後継者難による廃業を食い止めるため、関係機関によるネットワーク構築、小規模事業者等を対象とした事業承継マッチング支援、事業承継を予定している事業者への資金繰り支援を行います。</p> |

(6) 観光振興

| 事業名 | 事業内容 |
|----------------|---|
| 観光事業推進費 | <p>「三重県観光振興基本計画」に基づき、県民や多くの関係者と観光事業の推進を図るとともに、観光客の動向分析に必要な観光客実態調査、観光防災、バリアフリー観光やサステイナブル・ツーリズムの推進等に取り組めます。</p> |
| 国内誘客推進事業費 | <p>観光の産業化と持続可能な観光地づくりを推進するため、県内の地域DMO等観光地域づくりを行う団体に支援を行います。また、県内観光地の周遊を促進するとともに、交通事業者や観光事業者等と連携したプロモーション等に取り組めます。</p> |
| 海外プロモーション推進事業費 | <p>国や近隣府県、県内観光事業者等と連携し、本県の認知度を高め、外国人旅行者の更なる誘致を図るため、海外での旅行博覧会出展、旅</p> |

| | |
|---------------------------------------|---|
| <p>自然公園利用促進事業費</p> | <p>行会社へのセールス・商談会の開催、県内への海外旅行雑誌・TV等メディアや旅行会社の取材・視察の招請等に取り組みます。</p> <p>県内の優れた自然の風景地を県民の資産として継承するため、自然公園施設等の適正な維持管理を行うとともに自然公園施設等を活用して森林教育や、自然公園内における地域資源の保全・活用に取り組みます。</p> |
| <p>三重まると自然体験展開事業費</p> | <p>三重県が誇る豊かな自然を「体験」という形で生かし、国内外から人を呼び込み交流の拡大をはかるため、自然体験活動を展開する人材の育成、活動団体を核とした連携の促進、県内外への積極的な情報発信などに取り組みます。</p> |
| <p>自然体験活動のフィールドを生かした新たな価値協創事業費</p> | <p>リニューアルした「三重まると自然体験構想2020」に基づき、自然体験プログラムを活用した健康づくりや、市町を越えた連携による「自然体験」「食」「泊」を組み合わせた滞在交流を推進するとともに、子どももの自然体験の普及促進に取り組みます。</p> <p>これらの取組により農山漁村地域の交流人口を拡大し、農山漁村地域の振興につなげます。</p> |
| <p>豊かな自然の中で安心して楽しめる南部地域魅力発信事業費</p> | <p>新型コロナウイルス感染症の収束が未だ見通せないことから、引き続き南部地域への教育旅行の促進を図り、宿泊・観光業など、新型コロナウイルス感染症により影響を大きく受けている地域経済の回復を支援します。また、子どもたちの南部地域への理解の促進や愛着形成を図ります。</p> |
| <p>Easy Access to 東紀州!プロジェクト推進事業費</p> | <p>(一社)東紀州地域振興公社等と連携して、東紀州の魅力を広く情報発信するとともに、地域の事業者等による受入環境整備の取組を支援します。また、他県も含めた広域連携による誘客促進に取り組み、東紀州地域における旅行者の周遊性・滞在性を高めます。</p> |
| <p>熊野古道活用促進事業費</p> | <p>熊野古道世界遺産登録15周年の成果を20周年につなげるため、熊野古道の価値や魅力を国内外に発信するなどの取組により誘客促進を進めるとともに、スペイン・バスク自治州との交流の深化を図ります。また、伊勢から熊野まで熊野古道を結ぶ環境整備等に取り組むことにより、交流人口の拡大と地域経済の活性化を図ります。</p> |
| <p>さあ出かけよう、熊野古道再発見旅事業費</p> | <p>子ども連れの家族等のターゲットごとに訴求ポイントを捉えた情報発信を行い、世界遺産登録20周年に向けて途切れなく話題を提供して、来訪者の増加を目指します。</p> |

(7) 雇用機会の拡充

| 事業名 | 事業内容 |
|---------------------------------|---|
| U・Iターン就職支援事業費、若者の地域還流・定着促進支援事業費 | <p>U・Iターン就職を促進するため、就職支援協定締結大学と連携しながら、県内の企業情報やインターンシップ情報の発信等に取り組むとともに、若者に選ばれる企業づくりを支援するため、県内企業に対してインターンシッププログラムの作成支援や採用力強化セミナーを開催します。また、地域が一体となった採用活動や人材育成の推進に取り組むとともに、インターンシップに参加した若者等のSNSのネットワークを活用しながら県内企業の情報等を発信します。</p> |
| おしごと広場みえ運営事業費 | <p>若年求職者、大学生等の安定した就労や職場定着を図るため、三重労働局等と連携し、「おしごと広場みえ」を拠点として、オンラインを活用しながら就職相談や各種セミナー等を実施するなど総合的な就労支援サービスを提供します。</p> |
| 民間職業訓練支援事業費 | <p>中小企業事業主等が設置する職業能力開発施設において実施される従業員等に対する職業訓練について、その経費の一部を助成します。</p> |
| 若者・子育て世代の県内就労総合対策事業費 | <p>県内外の若者等の県内企業への就労促進を図り、県内定着につなげるため、地域の関係機関等が一体となり、若者・子育て世代にとって魅力のある働く場づくりや非正規社員の正社員への転換促進などに取り組めます。</p> |
| 障がい者ステップアップ推進事業費 | <p>県内企業の障がい者雇用を促進するため、優良事例の普及・啓発、支援制度の周知、職場定着の推進に向けた企業の人材育成などの取組を進めます。また、ステップアップカフェを活用した障がい者雇用に関する理解の促進や、障がい者雇用に関する企業間ネットワークの支援などに取り組めます。</p> |
| 就職氷河期世代再チャレンジ応援緊急対策事業費 | <p>就職氷河期世代の安定した就労につなげるため、正規雇用を希望しながら不本意に非正規雇用で働く人や長期無業状態にある人を対象に、関係機関との連携しながら、相談から就職に至るまでの切れ目ない支援を実施するとともに、就労体験や訓練の受入先となる企業等の開拓に取り組めます。</p> |
| シルバー人材センター促進事業費 | <p>高齢者に対して、多様な就業機会を提供するシルバー人材センターの育成強化を通じて、高齢者の就業機会の確保と生きがいの充実に図ります。</p> |

4 デジタル社会の推進

(1) 社会全体のDXの推進

| 事業名 | 事業内容 |
|----------------------------|---|
| 三重DX推進事業 | <p>デジタルの得意・不得意にかかわらず、それぞれが自分事としてDXを捉え、行動に移してもらえよう、DXを牽引する専門家や企業と連携した「みえDXセンター」の取組を通して、県民の皆さんや事業者、市町・県庁各部署がDXに取り組む「第一歩」を踏み出すことを応援し、社会におけるDXの推進を図ります。</p> |
| DX人材育成推進事業費【再掲】 | <p>経営者の意識改革や業務担当者の知識・スキルの向上を目的とした研修等を実施し、事業者の意識啓発を図りながらデジタル人材の育成に取り組みます。</p> <p>また、「みえICT・データサイエンス推進協議会」を中心とした産学官の連携により、ICTやデータを活用するプロジェクトの創出や支援を行い、地域課題の解決に取り組みます。</p> |
| スタートアップ支援事業費 | <p>創業・第二創業(スタートアップ)を促進するため、先輩起業家や三重県ゆかりのクリエイティブ人材等のネットワークを活用した支援により、スタートアップの育成が自律的・継続的に行われる生態系「とこわかMIEスタートアップエコシステム」を構築します。</p> |
| 空の移動革命促進事業費 | <p>三重県が抱える交通や観光、防災、生活等のさまざまな地域課題を解決し、地域における生活の質の維持・向上と新たなビジネスの創出を図るため、民間事業者による実証実験を通じた事業化や、県内事業者による「空飛ぶクルマ」やドローンを活用した将来的なビジネスの展開を促進します。</p> |
| 次世代モビリティ等を活用した円滑な移動手段確保事業費 | <p>車を持たない高齢者などの円滑な移動を支援するため、福祉分野等と連携した取組や次世代モビリティ等を活用した取組を市町と共に実施します。また、こうした取組を核としながら新たな移動手段を導入する地域の拡大を図ります。</p> |
| 情報教育充実支援事業費 | <p>各県立学校において、情報教育を一層充実させるとともに、情報機器を活用した学びの質の維持・向上を図ることにより、新しい時代に必要とされる生徒の資質・能力の伸長を図り、社会の変化に対応できる人づくりを推進します。</p> |

(2) デジタル社会のインフラの整備

| 事業名 | 事業内容 |
|-----------------------------|--|
| DONETを活用した津波予測・伝達システム等展開事業費 | 南海トラフ地震による津波対策として、「DONETを活用した津波・伝達システム」の運用等を行います。 |
| 防災行政無線整備事業費 | 地震、台風などの非常災害時にも必要な通信を確保するため、防災通信ネットワークにおける地上系防災行政無線および衛星系防災行政無線等の設備について、より信頼性の高い設備への更新を行います。 |

5 交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保

(1) 高規格道路及び直轄国道の整備

| 事業名 | 事業内容 |
|-----------|--|
| 直轄道路事業負担金 | <p>平常時・災害時を問わない安定的な物流・人流を確保・活性化するため必要な都市間はもとより、空港・港湾等の拠点へアクセスする交通を支えるなど、総合交通体系の基盤として、国が高規格道路及び直轄国道について整備を進めます。</p> <p>国が施工する道路事業について、道路法等の規定に従い、費用の一部を負担します。</p> |

(2) 県管理道路及び市町道の整備

| 事業名 | 事業内容 |
|----------------------|--|
| 国補道路改築費 | <p>高規格道路や港湾などの広域交通拠点等と連結し、経済活動や地域間の連携交流を支える規格の高い幹線道路として、地域高規格道路の整備を行います。また、完成年度が公表されている高規格道路ICへの一次アクセス道路について整備を進めます。</p> |
| 道路整備交付金事業費(社会資本) | <p>道路に対する様々な地域課題に対応するため、計画的に未改良区間の改良や混雑区間の解消を行うなど、効率的な道路ネットワークを形成し、県民生活の利便性の向上を図ります。</p> |
| 道路整備交付金事業費(広域連携) | <p>世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」を核とした広域的な交流の促進と地域の活性化を図るため、広域的な道路ネットワークを整備します。</p> |
| 道路整備交付金事業費(防災・安全交付金) | <p>地域住民の命と暮らしを守るため、計画的に未改良区間の改良、通学路の交通安全対策、橋梁の耐震化を行い、地域の防災機能や安全性の向上を図ります。</p> |
| 道路維持交付金事業費 | <p>歩行者をはじめ道路利用者が安全に安心して道路を利用できるよう、歩道整備や交差点改良、視距改良等の整備を実施します。</p> |
| 県単道路改築費 | <p>道路に対する様々な地域課題に対応するため、順次未改良区間の改良、混雑区間の解消を行うことにより、効率的な道路のネットワークを形成し、県民生活の利便性・安全性を向上させます。</p> |
| 地方道路整備(改築)事業費 | <p>道路幅員狭小、線形不良など緊急に対応が必要な県管理道路の整備や橋梁の耐震化を行うことにより、県民生活の利便性の向上や防災</p> |

| | |
|----------------------------|--|
| <p>県単道路交通安全対策費(交通安全対策)</p> | <p>機能の向上を図ります。また、地域の実情に即した道路整備を実施するため、早期に事業効果が発現できる部分的な改良など柔軟な手法を取り入れた整備にも取り組みます。</p> <p>歩行者をはじめ道路利用者が安全に安心して道路を利用できるよう、歩道整備や交差点改良、視距改良等の整備を実施します。</p> |
|----------------------------|--|

※市町道については、地域振興等のための基幹的な路線のうち緊急性等を勘案し代行制度の活用を図ります。

(3) 農道、林道、漁港関連道の整備

| 事業名 | 事業内容 |
|----------------------------------|--|
| <p>国補公共事業(命と暮らしを守る農道保全対策事業費)</p> | <p>災害時における緊急避難路及び物資の輸送路を確保するため、基幹となる農道等について、老朽化した路面及び法面の保全対策や安全対策を実施します。</p> <p>1 広域農道(保全対策) 2 基幹農道(保全対策) 3 一般農道(保全対策)</p> |
| <p>(国補公共事業)林道事業費</p> | <p>林産物の安定供給を推進するとともに、森林の適正な維持管理により公益的機能を高度に発揮させるため、基幹施設である林道の整備を実施します。また、災害時に市町道等の代替路となる林道の開設、改良を実施します。</p> |
| <p>(県単公共事業)県単林道事業費</p> | <p>森林施業の集約化、流通の合理化、需要に応じた供給体制を構築するために林道等の基盤を整備し、森林の整備と間伐材の利用促進を図るとともに、災害に強い森林づくりを促進します。</p> |

(4) 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保

| 事業名 | 事業内容 |
|----------------------|--|
| <p>離島航路支援事業費</p> | <p>離島航路事業の維持・改善を図り、離島地域の振興及び住民の生活の安定に資するため、離島航路事業者に対し、離島航路整備事業補助金を交付します。</p> |
| <p>離島航路船舶新造事業補助金</p> | <p>離島航路を維持・確保し、航路事業者の安定した運営が図れるよう、老朽化した船舶の代替船建造にかかる費用の一部を補助します。</p> |
| <p>地方バス路線維持確保</p> | <p>地域間を結ぶ幹線バスの運行経費等に国と協調して補助するほか、</p> |

| | |
|------------------------------------|---|
| 事業費 | 三重県地域公共交通協議会、市町の公共交通会議等において、地域公共交通の維持・確保に取り組めます。 |
| 次世代モビリティ等を活用した円滑な移動手段 確保事業費【再掲】 | 車を持たない高齢者などの円滑な移動を支援するため、福祉分野等と連携した取組や次世代モビリティ等を活用した取組を市町と共に実施します。また、こうした取組を核としながら新たな移動手段を導入する地域の拡大を図ります。 |

6 生活環境の整備

(1) 住宅及び水の確保

| 事業名 | 事業内容 |
|---------------|--|
| 生活基盤施設耐震化等補助金 | 市町等が行う水道施設の耐震化の取組や老朽化対策及び水道事業の広域化の取組を支援することにより、県民生活の基盤を強化し、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図ります。 |
| 空き家対策支援事業 | 地域の住環境に深刻な影響を及ぼしている危険な空き家(特定空家等)で所有者が不明なものを市町が行政代執行(略式)により除却する際や危険な空き家(特定空家等)を自主的に除却する者に対して市町が補助を行う際に、費用の一部を支援します。また、利活用が可能な空き家については、移住や定住のために空き家を住宅として利活用するためのリフォーム工事に市町が補助を行う際に、費用の一部を支援することで、既存住宅ストックの活用を促進します。 |

(2) 生活排水及び廃棄物の処理

| 事業名 | 事業内容 |
|-----------------|---|
| 浄化槽設置促進事業補助金 | 下水道の終末処理施設と同等の処理能力を有する浄化槽について、設置者に補助を行う市町及び浄化槽を設置し維持管理を行う市町に対し助成を行い、生活排水処理施設の整備率の向上、水環境の保全を図ります。 |
| 「ごみゼロ社会」実現推進事業費 | 市町等が設置する一般廃棄物処理施設の円滑な整備及び適正な維持管理を図るための助言・支援などに取り組みます。また、県民の皆さんの3Rに関する意識醸成を図り、具体的な行動につなげられるよう、市町と連携し、ICTを活用した廃棄物の減量やリサイクルに役立つ情報を提供・発信できるアプリ等のプラットフォームを構築します。さらに、RDF焼却・発電事業終了後の市町のごみ処理が滞ることなく新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう、各製造団体がポストRDFに向けて必要となる施設整備等に対し財政支援します。 |
| プラスチック対策等推進事業費 | 持続可能な循環型社会の構築に向けて、プラスチックについては、天然資源投入量やCO2排出量削減などの環境負荷を低減させつつ、資源として可能な限り循環利用することや、流出実態を把握したうえで海域への流出防止などに取り組む必要があることから、「プラスチックの資源循環の高度化」と「海洋プラスチックごみ対策」の2つを柱に取組を促進します。取組の推進にあたっては、国のプラスチックに関する検討 |

| | |
|-----------------------------|--|
| <p>不法投棄等の未然防止・早期発見推進事業費</p> | <p>の方向性をふまえたうえで、NPO、事業者、市町等の多様な主体と連携し、Society5.0に象徴される新たな技術やSDGsの考え方を取り入れつつ、取組を促進します。</p> <p>県民、市町、事業者など多様な主体と連携することにより、不法投棄等の防止に向けた取組を推進し、不適正処理の早期発見や未然防止を図ります。市町・事業者との連携、地域活動団体への支援、警備会社への監視パトロール委託等により、幅広く間隙のない監視体制を構築します。また、小型ドローンや遠隔操作監視カメラを活用したデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進により、監視・指導の強化につなげます。マスメディアを利用した広報活動や県民等を対象とした啓発行事を実施し、不法投棄等未然防止に向けた意識の向上を図ります。さらに、悪質な不適正処理事業者に対しては、行政処分等の法的措置を視野に入れながら厳しく指導し、不適正処理事案の早期是正に取り組みます。</p> |
|-----------------------------|--|

(3) 消防力の強化

| 事業名 | 事業内容 |
|---------------|--|
| 消防行政指導事業費 | 機能別消防団員制度の導入や女性消防団員の加入促進に取り組み市町を支援するとともに、三重県消防協会の活動を支援するなど、消防団の充実強化に取り組みます。また、県内消防本部の相互応援や緊急消防援助隊との連携強化、消防の広域化および連携・協力の取組を支援するなど、消防体制の強化に取り組みます。 |
| 防災ヘリコプター運航管理費 | 防災ヘリコプターを救急救助活動、災害応急活動等に活用し、本県の消防防災体制の強化を図ります。 |

(4) 防災力の強化

| 事業名 | 事業内容 |
|--------------|--|
| 地域減災対策推進事業費 | 頻発する風水害や南海トラフ地震から県民の生命を守るため、住民の避難行動につなげ命を守る取組や、避難者の多様性に配慮した避難所運営など、「三重県防災・減災対策行動計画」を推進する市町の取組を支援します。あわせて、避難所における新型コロナウイルス感染症対策に取り組む市町を支援します。 |
| 地域防災力向上支援事業費 | 地震の揺れを再現できる防災啓発車を活用した体験型の防災啓発を実施するとともに、地区防災計画作成などの取組を促進します。 |

| | |
|--------------------------|---|
| | <p>また、地域防災の重要な担い手である自主防災組織活動の活性化を支援することで、地域防災力の向上を図ります。</p> |
| 国補道路メンテナンス事業(道路整備) | <p>災害発生時に災害対応を迅速かつ効果的に実施するため、橋梁修繕と合わせて、緊急輸送道路等の橋梁耐震補強を実施します。</p> |
| 国補道路メンテナンス事業(道路維持) | <p>道路の安全・安心な通行を確保するため、橋梁をはじめ道路施設の点検と、点検結果に基づく道路施設の修繕を実施します。</p> |
| 道路整備交付金事業費(社会資本)【再掲】 | <p>道路に対する様々な地域課題に対応するため、計画的に未改良区間の改良や混雑区間の解消を行うなど、効率的な道路ネットワークを形成し、県民生活の利便性の向上を図ります。</p> |
| 道路整備交付金事業費(防災・安全交付金)【再掲】 | <p>地域住民の命と暮らしを守るため、計画的に未改良区間の改良、通学路の交通安全対策、橋梁の耐震化を行い、地域の防災機能や安全性の向上を図ります。</p> |
| 国補土砂対策事業費(道路整備) | <p>土砂災害の発生による道路交通の寸断を防ぐため、砂防事業と連携して土砂災害対策を行います。</p> |
| 国補土砂対策事業費(道路維持) | <p>道路法面の崩落や落石などの災害を未然に防止し、道路の安全・安心に通行できる対策を実施します。</p> |
| 地方道路整備(改築)事業費【再掲】 | <p>道路幅員狭小、線形不良など緊急に対応が必要な県管理道路の整備や橋梁の耐震化を行うことにより、県民生活の利便性の向上や防災機能の向上を図ります。また、地域の実情に即した道路整備を実施するため、早期に事業効果が発現できる部分的な改良など柔軟な手法を取り入れた整備にも取り組みます。</p> |
| 道路維持交付金事業費(災害防除) | <p>道路法面の崩落や落石などの災害を未然に防止し、道路の安全・安心に通行できる対策を実施します。</p> |

(5) 防災文化の醸成、地域防災ネットワークの活性化

| 事業名 | 事業内容 |
|--------------|--|
| 災害即応力強化推進事業費 | <p>いつ大規模災害が発生しても迅速かつ的確に対応することができるよう、組織体制の強化や実践的な大規模防災訓練の実施等、訓練の充実を図り、災害に即応できる人材育成に取り組むとともに、情報収集、分析・対策立案をより効果的に実施するための機器整備等を行います。</p> |

| | |
|---|---|
| <p><u>災害対策管理費</u></p> <p>「みえ防災・減災センター」事業費</p> | <p>局地的豪雨や台風、地震をはじめとする大規模災害に備えるため、発災初期に必要となる携帯・簡易トイレの確保を行います。また、市町における受援計画の作成やタイムラインの運用を支援するほか、南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応について普及啓発を図るなど、災害対応力を強化します。</p> <p>「みえ防災・減災センター」において、<u>防災人材の育成・活用や、シンポジウム・研修会・みえ防災・減災アーカイブ等</u>を活用して県民の防災意識の醸成を図るとともに、<u>センターの持つハブ機能、シンクタンク機能</u>を活用して企業や市町・自主防災組織等の活動を支援します。</p> <p>また、<u>若年層の防災意識の向上を図るため、地域の防災活動に主体的に取り組む「みえ学生防災啓発サポーター」として県内の学生を育成するとともに、サポーターが自らの活動を情報発信することにより、地域の防災活動への若者の参画を促進します。</u></p> |
|---|---|

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

(1) 少子化対策及び子育て環境の確保

| 事業名 | 事業内容 |
|-----------------|--|
| 私立幼稚園等振興補助金 | 私立幼稚園や認定こども園に対して、幼児教育の水準の維持向上および幼稚園等の経営基盤の安定化等を図ります。また、幼稚園教諭の処遇改善に取り組みます。 |
| 認定こども園等整備事業費 | 認定こども園の施設整備を行うとともに、教育の質の向上を図るための研修を実施します。また、認定こども園や幼稚園において、質の高い環境で子どもを安心して育てることができる体制の整備を図ります。 |
| 放課後児童対策事業費補助金 | 保護者が昼間家庭にいない小学生の健全な育成を図り、適切な遊びや生活の場を確保するため、放課後児童クラブの設置や運営への支援を行います。 |
| 市町少子化対策交付金 | 国の地域少子化対策重点推進交付金を活用し、市町が実施する少子化対策に向けた取組を支援します。 |
| 少子化対策県民運動等推進事業費 | 結婚したい人が結婚でき、子どもを産みたい人が安心して産み育てられる地域社会づくりをめざして、医療・福祉・労働・教育関係者・産業界・地域の活動団体・市町などさまざまな主体の参画を得て、少子化対策に関する県民運動を展開し、県民が連携して少子化対策に取り組む気運の醸成等を行います。 |
| みえの出逢い支援事業費 | みえ出逢いサポートセンターを中心に、結婚を望む人のニーズに応じたきめ細かな情報提供や相談対応に取り組むとともに、市町や出会い応援団体と連携し、地域における出会いの機会の創出を図ります。 |
| 不妊相談・治療支援事業費 | 保険適用後の不妊治療への県独自の助成制度により、経済的負担の軽減に取り組みます。また、「不妊専門相談センター」における相談対応や情報提供に加え、身近な地域での相談支援が可能となる体制を整備します。さらに、不妊治療と仕事の両立に向けて、当事者が働きやすい体制整備を行います。 |
| 児童虐待法的対応推進事業費 | 児童相談所の法的対応、介入型支援を強化し、児童虐待に的確に対応するため、AI技術の活用によりアセスメントの精度を高めます。また、子どもの権利擁護を推進するため、多機関連携の推進やアドボケート(代弁・擁護者)の取組推進、適切な家庭復帰に向けた取組等を進めます。 |

| | |
|-----------------|--|
| 市町児童相談体制支援推進事業費 | 市町との継続した定期協議を実施し、要保護児童対策地域協議会の運営強化のためのアドバイザー派遣等を行うとともに、市町職員を対象とした研修の充実を図ります。 |
|-----------------|--|

(2) 高齢者の保健・福祉の向上及び増進

| 事業名 | 事業内容 |
|---------------------|--|
| 高齢者健康・生きがいづくり支援事業費 | 高齢者が健康で、生きがいをもって社会活動ができるよう、生活支援コーディネーターおよび就労的活動支援コーディネーターを養成する研修を実施するとともに、全国健康福祉祭(ねんりんピック)に三重県選手団を派遣します。 |
| 地域支援事業県交付金 | 地域支援事業の介護予防事業に要する費用の12.5%、包括的支援事業及び任意事業に要する費用の19.5%を県が負担します。 |
| 認知症地域生活安心サポート事業費 | 認知症サポーターの養成を行うとともに、その活動の促進に向け、サポーターを組織化して認知症の人や家族への支援につなげる仕組み(チームオレンジ)の構築に取り組む市町を支援します。また、市町における成年後見制度の利用促進に係る中核機関の設置の取組を促進するため、アドバイザーの派遣、研修会・報告会の開催に取り組めます。 |
| 地域包括ケア推進・支援事業費 | 地域包括支援センターの機能強化や介護予防・自立支援の取組の推進に向け、研修や地域ケア会議へのアドバイザー派遣等を行います。 |
| 介護サービス基盤整備補助金 | 施設サービスを必要とする高齢者が、できるだけ円滑に入所できるよう、特別養護老人ホーム等の整備を支援します。 |
| 介護保険サービス事業者・施設指定事業費 | <p>利用者が、希望する介護サービスを受けることができるよう、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定(許可)等を行います。</p> <p>また、利用者が利用者本位の介護サービスを受けることができるよう、指定介護保険サービス事業者に対し助言・指導等を行います。</p> |

(3) 障がい者の保健・福祉の向上及び自立と共生の促進

| 事業名 | 事業内容 |
|-----------------|--|
| 障がい者相談支援体制強化事業費 | 各障害保健福祉圏域において、就業・生活相談を実施するとともに、県内全域を対象として自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい等に関 |

| | |
|--------------------------|--|
| <p>市町地域生活支援事業補助金</p> | <p>する専門性の高い相談事業を行います。</p> <p>障がい児(者)の自立した生活を支援するため、市町が実施する障がい者や障がい児の保護者等からの相談支援事業、手話通訳者の派遣等を行う事業、障がい者等の移動を支援する事業等を支援します。</p> |
| <p>障がい者の地域移行受け皿整備事業費</p> | <p>障がい者の地域生活を支援するため、グループホームや就労定着支援、障がい者支援の拠点となる日中活動の場等の整備促進に取り組めます。</p> |
| <p>障がい者就労支援事業費</p> | <p>福祉事業所への受注の仲介、販路開拓等を行う共同受注窓口の取組を支援するとともに、福祉事業所の経営改善等への支援を行うなど、障がい者の工賃等の向上を図り、地域における自立した生活の実現に取り組めます。</p> |
| <p>障がい者社会参加促進事業費</p> | <p>ノーマライゼーションの理念の実現に向けて、さまざまな障がいのある人が地域の中で生活できるよう、また、生活の質的向上が図れるよう、生活訓練、情報支援、レクリエーション支援、普及啓発等の事業を総合的に実施することにより、障がい者に対する県民の理解を深め、誰もが明るく暮らせる社会づくりを促進します。</p> |

8 医療の確保

(1) 医療分野の人材確保

| 事業名 | 事業内容 |
|----------------|--|
| 医師確保対策事業費 | 医師の不足・偏在の解消を図るため、医師修学資金貸与制度の運用等により医師の確保に努めるとともに、高校生等を対象に地域医療の魅力伝える機会を提供するなど、将来の地域医療を担う医師の確保・育成に取り組みます。 |
| 医師等キャリア形成支援事業費 | 「三重県医師確保計画」に基づき、医師の偏在解消を図るため、三重県地域医療支援センターにおいて、地域枠医師をはじめとした医師修学資金貸与者等に対するキャリア支援や医師不足地域への医師派遣調整等に取り組みます。また、三重県地域医療研修センターにおいて、医学生・研修医に対して地域医療に関する実践的な研修を提供することで、将来、県内で地域医療に従事する医師の育成に取り組みます。 |
| 自治医科大学事業費 | へき地に勤務する医師を養成するために設置された自治医科大学の運営費を負担するとともに、自治医科大学を卒業した医師をへき地の病院・診療所に配置します。また、キャリアサポート制度の運用により県内定着を促進します。 |
| ナースセンター事業費 | 臨床現場から離れている潜在看護職員に対して、無料就業斡旋による再就業支援を行うとともに、看護の魅力の普及啓発を通じて、医療機関等の看護職員不足の解消を図ります。 |
| 看護職員確保対策事業費 | 看護職員の人材確保のための修学資金貸与、資質向上に向けた研修の実施に取り組みます。 |

(2) へき地医療対策

| 事業名 | 事業内容 |
|--------------------|--|
| 地域医療対策事業費 | へき地医療を確保するため、代診医の派遣調整を行うへき地医療支援機構の運営を行うとともに、へき地医療拠点病院が実施する無医地区等への巡回診療、へき地診療所への医師派遣等にかかる経費や、へき地診療所の運営に対して支援します。 |
| 救急・へき地医療施設設備整備費補助金 | へき地診療所等の施設や医療機器の整備に要する経費について支援を行い、へき地等における医療提供体制を整備します。 |

| | |
|-----------------|---|
| 三次救急医療体制強化推進事業費 | 重症患者の救急医療体制を確保するため、救命救急センターの運営、ドクターヘリの運航に必要な経費を支援します。また、高度救命救急センターの整備に向けて検討します。 |
|-----------------|---|

9 教育の振興

(1) 学校教育の充実

| 事業名 | 事業内容 |
|-------------------------------|---|
| 情報教育充実支援事業費 | 各県立学校において、情報教育を一層充実させるとともに、情報機器を活用した学びの質の維持・向上を図ることにより、新しい時代に必要とされる生徒の資質・能力の伸長を図り、社会の変化に対応できる人づくりを推進します。 |
| ICTを活用した子ども一人ひとりの学びのつまずき克服事業費 | みえスタディ・チェックをCBT(Computer Based Testing)で実施します。児童生徒は解答後すぐに正解・不正解を確認し、正解の場合はさらに難しい問題を、不正解の場合は学習内容を遡った問題を学習端末に提供することで、一人ひとりの定着度に合わせた学習ができます。 みえスタディ・チェックの実施にあわせて、学習や生活等に係る質問紙調査を実施し、その結果を分析して、早い段階から、課題の改善に向けて市町や学校の状況に応じた支援を行い、学習習慣等の確立につなげます。 |
| 地域と学校の連携・協働体制構築事業費 | 学校と保護者・地域の方々が、目標やビジョンを共有し、一体となった教育活動が進められ、子どもたちの学びと育ちを地域全体で支える体制を整えます。 |

(2) 公立小中学校の統合整備等教育施設の整備

| 事業名 | 事業内容 |
|--------------------|---|
| 校舎その他修繕費 | 県立高等学校及び特別支援学校の施設・設備の老朽化を逐次補修し、教育環境として満足できる学校施設・設備を維持します。 |
| 子どもと本をつなぐ環境整備促進事業費 | 「第四次三重県子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動の推進が家庭、地域、学校等を通じた地域社会全体で取り組まれるよう、子どもの読書への関心を高め、子どもの読書環境の整備及び機会の充実を図ります。 |

(3) 体育施設、社会教育施設等の整備と活用

| 事業名 | 事業内容 |
|---------------|--|
| 県立学校体育施設開放事業費 | 県民がいつでもどこでもスポーツに親しめるようスポーツの機会と場を提供します。 |

| | |
|---------------|--|
| 社会教育推進体制整備事業費 | 社会教育の振興を図るため、市町における社会教育委員や社会教育担当職員等を対象に研修や情報交換を行います。また、地域課題の解決に資する学習機会の提供や住民の主体的な学びを地域の活性化につなげるコーディネート機能を高めます。 |
|---------------|--|

(4) 郷土教育等の推進

| 事業名 | 事業内容 |
|----------------------------------|---|
| 課題解決型学習(PBL)を通じた新しい郷土教育推進事業費【再掲】 | 郷土について誇りと愛着を感じ、将来地域で活躍する意欲と態度を身につけることができるよう、中学生が学校や地域の課題について解決策を考え、提案する課題解決型学習(PBL)の手法を取り入れた取組を支援するとともに、その成果を発表する実践発表会を実施します。 |
| 地域の誇り次世代継承プロジェクト事業費 | 次世代を担う子どもや若者を対象に、熊野古道の価値や地域の歴史、文化を理解する取組を実施することにより、自らが住む地域と世界遺産熊野古道に愛着と誇りを持ち、地域の担い手となる「ひと」づくりを行うことで、若者の定着につなげます。 |

10 集落の整備

(1) 集落の再編整備及び維持・活性化の取組

| 事業名 | 事業内容 |
|----------------------------|--|
| 地域活性化支援事業費 | 過疎地域等条件不利地域において、魅力と活力ある地域づくりを推進するため、市町が行う住民の身近な生活課題の解決や地域の特色を生かした活性化のための新たな取組に対して支援します。 |
| 国補公共事業(県営中山間地域総合整備事業費)【再掲】 | 自然的、社会的、経済的諸条件に恵まれない中山間地域における農業・農村の活性化を図るため、地域の特性に応じた生産及び生活環境の基盤を総合的に整備し、地域の立地条件に適応した活力ある農業の確立と快適で住みよい農村づくりを行います。 |
| 地域づくり人材支援事業費【再掲】 | 地域の活力を向上するため、地域おこし協力隊等の地域づくりをサポートする人材の育成等に取り組みます。また、関係人口の取組を進め、持続可能な地域づくりをめざします。 |
| 移住促進のための市町支援事業費【再掲】 | 県と市町の連携を深め、移住希望者のニーズや移住促進に向けた課題や効果的な手法等について情報共有する担当者会議や研修会を実施します。また、東京23区の在住者又は東京圏在住で23区への通勤者で、三重県に移住・就職した人等を対象に、市町と連携して移住支援金を支給します。 |

11 地域文化の振興等

(1) 多様な文化的所産の保存及び活用

| 事業名 | 事業内容 |
|---------------|--|
| 文化財保存管理事業費 | 三重県内の貴重な文化財を調査し、文化財保護審議会の審議を通じて、指定等の適切な保存措置を講じるとともに、文化財についての情報発信を行います。また、指定されている文化財が適切に保存されるよう巡視を行います。 |
| 地域文化財総合活性化事業費 | 国・県指定等文化財の所有者等が行う修復等の保存事業に対して、必要な経費についての支援を行います。 |
| 東紀州地域活性化推進費 | 熊野古道の保全と活用を図ることを目的に熊野古道協働会議を開催するなど、東紀州地域の活性化に係る課題に対応します。 |

(2) 地域文化の振興

| 事業名 | 事業内容 |
|--|--|
| 創造活動サポート事業費 | 県内全域で多様で自立的な活動が継続して実施される状態を創出するため、芸術文化のほか、地域や生活に関わる文化なども含めた幅広い文化事業を対象に助成を行います。 ○みえ文化芸術祭におけるみえ県民文化祭地域自主プログラム助成 |
| 総合博物館展示等事業費（アウトリーチ活動費・調査研究費・資料収集管理費・交流創造活動費・展示企画運用費） | 地域の自然、歴史的・文化的資産の掘り起し、再評価につながる、フィールドワークや文化財調査など、調査・研究活動を行い、その成果を展示や報告書等を通して地域に還元するとともに、地域の自然・歴史・文化を学ぶ機会として、学芸員講座などのアウトリーチ活動を行います。 文化財等の保存、自然関係の保全等に関する指導・助言など、専門分野を生かした協力支援活動を行うとともに、出前授業や探究的学習支援など、県内の学校と連携を図ります。 |
| 三重県図書館資料活用事業費及び学びの拠点活用支援事業費 | 県立図書館改革実行計画に基づき、市町立図書館や学校図書館と展示や情報発信等による連携に取り組むとともに、県内のすべての地域を意識しながらあらゆる関心層に図書館サービスを提供できるよう努めます。 |

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 再生可能エネルギーの利用の推進

| 事業名 | 事業内容 |
|---------------|--|
| 新エネルギー導入促進事業費 | 「三重県新エネルギービジョン」に基づき、多様な主体の協創による、新エネルギーの導入促進、省エネの推進、創エネ・蓄エネ・省エネ技術を活用したまちづくり、環境・エネルギー関連産業の振興等に取り組みます。また、太陽光発電事業者に保守点検の重要性を理解してもらい、適切な保守管理を促すこと、および太陽光発電設備の保守点検を行うことができる事業者の育成を目的とした研修を実施します。 |

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 脱炭素化及び自然環境の保全と再生

| 事業名 | 事業内容 |
|------------|---|
| 脱炭素社会推進事業費 | 脱炭素宣言「ミッションゼロ2050みえ～脱炭素社会の実現を目指して～」の具現化に向けた取組をオール三重で進めるため、再生可能エネルギーの利用促進、脱炭素経営の促進、COOL CHOICEの推進等の取組を「ミッションゼロ2050みえ推進チーム」の枠組みを活用し実施するとともに、県有施設における温室効果ガスの削減に取り組みます。また、市町と連携し、県民の皆さんや事業者を対象に省エネ等に関する情報提供や優良事例の共有を目的としたセミナー等を開催し、地域における温室効果ガス削減の取組を推進します。 |
| 野生生物保護事業費 | 生物多様性の保全を進めるため、希少性の高い野生生物について生息状況の把握、保全活動を行うほか、開発等の人為的な影響との調整を図るとともに、自然環境保全指導員を配置します。また、生物多様性の保全を推進し、生態系ネットワークの形成を促進するため、その保全活動や普及啓発に取り組みます。更に、野生生物の保護や外来生物対策にかかる普及啓発等を行うとともに、野鳥の鳥インフルエンザにかかる調査を実施し、関係機関との情報共有に努めます。 |

(2) スポーツの推進

| 事業名 | 事業内容 |
|-----------------|--|
| 地域スポーツ推進事業費 | <p>地域スポーツ推進のためのスポーツの環境づくりを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ推進月間の趣旨に基づくイベント等を開催します。 ・総合型地域スポーツクラブの情報を収集し、広域的・専門的な支援を実施し、クラブの安定した運営をめざします。 ・地域スポーツに携わる指導者養成講習会を開催します。 ・生涯スポーツ功労者及び生涯スポーツ優良団体を表彰します。 ・スポーツ関係団体が行う事業等を支援します。 |
| 地域スポーツイベント開催事業費 | <p>地域スポーツイベントの開催により、県内のスポーツの推進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みえスポーツフェスティバルを開催します。 ・県民に幅広いスポーツ・レクリエーション活動を実践する場を提供することにより、スポーツ・レクリエーション活動の普及・推進を図り、誰もがスポーツを親しむことができる環境づくりを進めます。 ・美し国三重市町対抗駅伝を開催します。 |

| | |
|------------------------------|--|
| <p>スポーツを通じた地域の活性化支援事業費</p> | <p>スポーツイベントの誘致等スポーツを通じ、地域の活性化を支援します。</p> <p>・スポーツによる地域活性化を図る市町等に対して支援を行います。</p> |
| <p>レガシーを活用したみえのスポーツ支援事業費</p> | <p>三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向けて積み上げたレガシーの活用によるスポーツの振興や地域の活性化をめざして、市町・競技団体等が取り組む大規模大会の誘致・開催、各地域で両大会の開催競技に関するスポーツイベントの開催、それらを支える競技役員・ボランティア等の人材育成などを支援します。</p> |
| <p>障がい者スポーツ推進事業費</p> | <p>障がいのある人への運動・スポーツの機会の提供や、障がい者スポーツを支える人材の育成など、障がい者スポーツの裾野の拡大に取り組めます。</p> |

(3) 連携・協働による地域づくり

| 事業名 | 事業内容 |
|-----------------------------|--|
| <p>地域づくり調整事業費</p> | <p>「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の取組等により、住民に最も身近な自治体である市町との連携を強化して、市町や地域の実情に応じた地域づくりの支援等に取り組めます。</p> |
| <p>南部地域活性化推進事業（総合調整事業）費</p> | <p>南部地域活性化推進協議会において、各種取組の進捗状況の共有や基金を活用した事業の検討・協議を行います。</p> |
| <p>南部地域活性化基金支援事業費</p> | <p>南部地域活性化基金等を活用し、若者の定着のため、市町が行う若者の働く場の確保に向けた取組等を支援します。</p> |

各市町の過疎地域持続的発展計画における基本的方針

過疎方針に基づき、過疎市町がそれぞれ定める過疎地域持続的発展市町計画における持続的発展の基本的方針は次のとおりです。本計画の実施にあたっては、各市町の基本的方針もふまえ取り組んでいくこととします。

津市（旧美杉村）

ア 津市総合計画における 望ましいまちの姿・将来像

津市においては、平成 20 年度策定の基本構想・前期基本計画、それに続く平成 25 年度からの後期基本計画、そして現在は平成 30 年度にスタートした、計画期間を特に定めない基本構想と、計画期間を 10 年間とする第 2 次基本計画に沿って、まちづくりを進めています。

津市総合計画は、津市における最上位の計画として、中・長期の展望のもと、総合的かつ計画的なまちづくりを推進するための基本となる方針を定めたものです。

過疎地域持続的発展計画においても、この基本となる方針のもと、持続可能で活力のあふれる地域づくりをめざします。

現在の「津市総合計画」においては、まちづくりの基本的な理念として、津市のめざすべき都市像や市民の暮らし・生き方、土地利用の考え方などを示しており、「基本構想」において、望ましいまちの姿として「市民がそれぞれの幸せを実感し、心豊かで笑顔あふれる人生を送ることができるまち」を掲げています。

そして、これらのめざすべき都市像や市民の暮らしなどの実現に向けた施策や取組の方向性などを示す第 2 次基本計画においては、これから 10 年間のまちづくりとして、将来像「笑顔があふれ幸せに暮らせる県都 津市～夢や希望、明るい未来が広がるまちへ～」を掲げています。

イ 美杉地域における基本方針

美杉地域は、過疎化に歯止めをかけるため、豊かな自然環境と貴重な歴史・文化などの地域資源を最大限に活用し、UIJターン希望者などに対するPRや受入体制の整備、交流促進や二地域居住等の推進による移住・交流人口の拡大を通じて、自然の恵みを積極的に生かした空間の形成をめざします。

また、住民が健康であり続けるための医療の確保や住民の生活に必要な移動手段として重要な役割を果たしているコミュニティ交通システムの整備により、安心な生活の確保をめざします。

道路は、住民生活と地域産業を支えるとともに、交流やコミュニケーションの確保にも重要な役割を担うものです。国道・県道をはじめ、生活道路の整備、さらに広域圏域に向けた交通基盤の確立を図り、次代へつなぐ交通ネットワークの形成をめざします。

農林業は、豊かな自然や豊富な森林資源の活用によりその活路を見だし、就業機会を確保しながら、森林・農用地を適正に管理するとともに、確かな魅力と価値のある特産品の開発を図る等、安定的な農林業経営をめざします。また、有害獣による農林産物の被害防止対策事業を推進します。

商工業は、地場産品の流通整備や情報発信の機会創出により販路の拡大をめざします。また、農林水産業との連携による新たな産業の創出や起業家の育成に取り組みます。

集落対策については、各地区自治会をはじめ各種の住民団体活動に対し支援を行い、連携を図るとともに、担い手の確保や育成に努め、集落機能の再生や活性化に取り組みます。

これらの事業推進をはじめ、高齢者等の福祉対策、道路や浄化槽等の整備や消防防災体制の充実など、安全・安心で心豊かな住民生活の確保と住民が誇りと愛着を持つことができる活力ある地域づくりをめざします。

松阪市（旧飯南町・旧飯高町）

- 新型コロナウイルス感染症が拡大する中、都市部のような密集といったリスクが避けられ、空間にゆとりのある過疎地域は、新たな生活様式の中で暮らしが営めることに注目されていることから、これを持続的発展の好機ととらえ、さまざまな過疎対策を推進します。
- 持続可能性、多様性、包摂性、さまざまな関係者の参画、社会・経済・環境の統合性を重視するなど、SDGs の理念を取り入れた過疎対策を推進します。
- 人口減少を可能な限り抑制し、持続可能な地域コミュニティを形成するため、空家バンク等の制度を充実させるとともに移住や定住、暮らしの情報を積極的に発信し、移住・定住を促進します。
- 豊かな自然環境や歴史文化等の地域資源を活用し、その魅力の発信に努めるとともに、近隣地域・近隣自治体との連携及び地域間交流を促進することによって交流人口の増加を図ります。
- 行政と住民自治協議会など、地域の多様な主体との協働を推進するとともに地域を担う人材の育成を図り、地域の活性化を図ります。
- 地域資源の掘り起こしや活用によって産業の振興につなげ、地域経済を活性化させるとともに、地域の雇用を確保し、地場産業を支える後継者の育成を図ります。
- 水源涵養機能がある農地や地球温暖化の防止等に多大な貢献を果たす森林などの環境の保全整備に努め、地域が持つ多面的で公益的な機能の維持を図ります。
- 農林業の基盤整備や有害鳥獣害対策の強化を図り、遊休農地の活用及び耕作放棄地対策を推進します。
- IoT や ICT、AI などのデジタル技術や、5G（第 5 世代移動通信システム）を整備・活用し、「デジタルトランスフォーメーション（DX）」を推進することによって、医療、福祉、教育、産業、環境など、さまざまな分野でその利便性を享受できる環境を整備し、地理的な条件不利性を改善し、地域の持続的な発展を図ります。
- 住民の生活に必要な不可欠な移動手段の確保を図るため、地域コミュニティ交通など交通基盤の整備を行います。
- 上水道、合併処理浄化槽、火葬場、消防・防災施設等、住民が安全で安心して暮らすことができるよう生活環境基盤の整備を行います。
- 子どもから高齢者まで安心して暮らすことができるよう、診療所の整備や医療体制の確保に努めて医療サービスを充実するとともに、さまざまな場面に応じた生活支援を行います。
- 学校教育関連施設の整備をはじめ、学校運営協議会を中心に学校と地域とのコミュニケーションを図り、教育活動における地域との協働を推進するなど、教育環境を充実します。
- 先人から伝わった文化財や伝統文化の価値を改めて認識し、保存・伝承・活用に努めていくことで地域文化の振興を図ります。

尾鷲市

「尾鷲市過疎地域自立促進計画」に基づき、これまでハード・ソフト両面から様々な取り組みを実施してきましたが、現在もなお続く、過疎・少子高齢化や人口の流出、産業構造の転換などの課題がある中、「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」を目指し、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上を図るため、次の項目に重点をおいた施策を展開します。

① 新しい人の流れの創出

人口減少は、地域経済規模を縮小させ、社会生活サービスの低下を招き、更なる人口流出を引き起こす悪循環を生むリスクがあります。

このことから、人口減少に歯止めをかけるため、「尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、

安定した雇用を創出し、新しいひとの流れをつくり、さらには、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえることで、「しごと」と「ひと」の好循環を作るとともに、その好循環を支えるための、まちの活性化を図ります。

さらには、現在策定中の「第2期尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、「第7次尾鷲市総合計画」をまちづくりの核として、一体となって策定することで、本市が目指す将来都市像から縦串を通し、また、各種計画や施策とは横串を通しながら、なお一層の地方創生を推進していきます。

また、現在、「おわせSEAモデル協議会」で進めています「おわせSEAモデル構想」の実現により、新しい人の流れを創り出し、産業を振興することで、「集客交流人口の拡大」と「雇用の創出」を図り、地域活性化につなげていきます。

② 食のまちづくりの推進

本市には、“自然の恵みによる食”、また、先人が残した“技による食”の大きな財産があります。この財産により、私たちは、生命、健康を守り、生活していくための産業を興し、地域ごとの文化や伝統を継承するとともに、これまでの本市の発展に大きく寄与してきました。

これら「食」の産業を更に活用し、地域内外への様々な方法により販路の拡大を実施することで、地域産業の振興を進め、雇用の拡大をはじめ地域活性化を図っていきます。

③ 過疎・少子高齢化への対応

本市においては、過疎・少子高齢化の進行が続く中、旧尾鷲町内以外の全ての集落で限界集落と呼ばれる高齢化率が50%以上となり、1人暮らしの高齢者が増えています。

このようななか、それぞれの地域における担い手不足により、これまで地域が支えてきた仕組みや機能も薄れつつあります。

今後は、子どもから高齢者まで、みんなが地域でいきいきと暮らせるまちを目指すとともに、地域で持続的に住み続けられる仕組みを構築していきます。

④ 安全・安心なまちづくり

風水害、地震などの自然災害による被害については、防災対策の充実・強化を図っているものの、近年には、短時間強雨の発生頻度の増加などにより、これまで想定してこなかった新たな防災上の課題が生じてきています。

また、三重県が公表した地震被害想定調査では、理論上最大クラスの南海トラフ地震（マグニチュード9.1）で、津波の高さが最大は早田町で約17メートル程度、尾鷲湾では約11メートル程度と想定されており、甚大な被害の恐れがあります。

これらの災害に対して市民の安全を守るため、公共施設の耐震化、道路整備や避難所の整備とともに、「ひと」の知恵をいかした減災の取り組みが特に重要になっています。

⑤ 安心して暮らすための支援

団塊の世代が75歳を迎え、医療・介護ニーズがピークに差し掛かる2025年を目前に控え、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供できる「地域包括ケアシステム」を更に深化・推進していく必要があります。

また、地域で安心して暮らしていくためには、病気やけがを負った際に地域の医療機関で治療できる医療体制を維持していくことが重要です。

しかしながら、地方の医師不足や診療科の細分化、偏在等により、この地域の中核を担っている市立の尾鷲総合病院においても、勤務する医師が減少傾向にあり、また、看護師や薬剤師等の医療技術者についても、全国的に不足していることもあり、現状の医療体制を維持していくことは、大変難しい状況となっています。

こういった状況においても、今後、この地域の中核を担う尾鷲総合病院として持続可能な病院運営

を行うため、当地域の医療需要に見合った形に医療体制を見直しながら、引き続き救急医療体制を維持していきます。

健康づくりにおいては、市民主導の健康づくりの展開に向け、特定健診やがん検診など生活習慣病予防対策、予防接種などの感染症予防対策とともに、健康相談や健康講演会などを実施していますが、健康づくりに対する市民意識が希薄であり、各関係機関と連携したさらなる事業展開の充実が必要です。

高齢者福祉では、食事の支援や安否確認を行う配食サービス、緊急通報システムの設置などとともに、高齢者が在宅で元気に暮らせるよう介護予防事業を展開してきました。

今後、高齢化がより一層進むことを考えると、行政サービスだけではなく、地域住民を始めとする多様な主体が協働しながら、家族や地域とともに高齢者を支えるしくみを構築する必要があります。

障がい者福祉では、障害者総合支援法に基づきさまざまな支援を行っていますが、障がい者を取り巻く環境は依然として厳しく、障がい者が地域のなかで安心して暮らしていくためには、生活支援や就労支援とともに、療育からの途切れのない支援を行っていく必要があります。

子育て支援においては、本市の子どもの数が年々減少していくなか、共働き世帯の増加や核家族化など子どもや子育てを取り巻く環境は変化してきています。

放課後児童クラブの設置や子育て支援センターの設置、延長保育や一時預かり保育等を実施し、仕事と子育ての両立や子どもの育ちへの支援など、子育て支援に向けた環境整備に取り組んでおり、今後、家庭や地域が共に子育てできる環境を整えるために、さらなる充実を図っていきます。

⑥ 美しい自然環境の保全

本市は、森林面積が17,705ha と市の総面積の約92%が山林で、また、沿岸部には変化に富んだリアス海岸が形成されるなど、豊かな自然環境に恵まれています。

しかし、日常生活や社会経済活動により、景観や生態系の変化といった自然環境への影響が危惧されています。

恵まれた自然環境を後世に引き継いでいくため、市民自らが自然環境に親しみ、大切にする気運を醸成し、市民、行政、企業がそれぞれの役割のもと、一体となって自然環境の保全に取り組む必要があります。また、今後についても、温室効果ガス排出量の削減や、ごみ減量・再資源化の推進なども引き続き取り組んでいく必要があります。

また、水源涵養、自然環境の保持など、国土保全という重要かつ多面にわたる公益的機能の観点と、温室効果ガス排出削減・吸収活動としての、森林経営活動、植林活動によるCO₂吸収量の増大を図る観点から、バランスが取れた豊かな生態系を守り、森林の適正管理による「山と海との循環」を図る取り組みも重要となっています。

⑦ 地場産業の活性化

産業基盤であった漁業や林業は、従事者の高齢化や後継者不足、生産量の低下や価格の低迷などにより衰退し、また、中部電力尾鷲三田火力発電所の事業廃止が決定され、石油コンビナート関連企業の事業縮小により、本市の経済活動は厳しい状況が続くことから、地場産業である水産業と林業の振興政策と同時に、商工業の振興施策を実施し、地域経済の活性化を促し地域雇用の拡大を目指した事業の推進が必要となっています。

本市には、地域に根差した地場産品を製造販売している事業者が多く、地域の生活・文化・経済を維持していくためには、サプライチェーン・マネジメントの実施をはじめ、SDGsに基づき地域での生産活動等が持続できるよう施策を講じるほか、新型コロナウイルス感染症により大きく変化した社会構造の変化に適用するよう、地域と一体となった商工業推進施策の取り組みが必要となっています。

⑧ 市政への市民参画の拡大

まちづくりを進めていく上で、市民と行政の「パートナーシップの形成」が不可欠であり、情報の共有化や市民活動への支援、育成が必要です。

単に行政が情報を公開するだけでなく、様々な手段によって積極的に情報を発信し、さらには市民がその情報に対するチェック機能を強化することで、市民の行政に対する参画意識を高めていきます。また、計画段階から市民と行政が一体となって、施策展開を図ることで、「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」の実現に向けたまちづくりを進めていきます。

さらに、政策に対する市民ニーズや、要求に対する受益と負担の関係を明確にする契機にもなり、行政と市民との関係をより適正なものにします。

本市においても、市民・団体への様々な支援、育成を行うとともに市民参画のための環境づくりが必要となっています。

例えば、本市のまちづくりの基本となる総合計画など、重要な計画策定において、市民参画を促し、積極的な情報公開を図ることで、「市民参加の在り方」に重点を置きつつ、市政への市民参画の拡大を図っていく必要があります。

鳥羽市

鳥羽市は人口18,000人ほどの小さな市であるが、全域が伊勢志摩国立公園に指定され、美しい海や島、歴史あるまちのなかに、人々の営みが息づいている。また、人々の営みがあるからこそ、自然や風景の美しさが保たれ、地域の伝統や文化が守り育てられている。このような豊かな自然や特有の地域文化に魅力を見出し、多くの観光客が私達のまちを訪れている。

人口減少や産業の低迷など、厳しい状況におかれている今こそ、このような豊かな資源とともにある私達の営み(暮らしや産業)に一層磨きをかけ、それを私達のまちの個性として伸ばし、その輝きを大きく広げていきたい。

そこで、第六次鳥羽市総合計画に基づく市の将来像を「誰もがキラめく鳥羽 海の恵みがつなぐ鳥羽」とし、次の4つを政策の柱として、持続的発展の取組を進めるものとする。

1. 出産・子育てを支え、学びと交流が活発に行われるまち
2. 人が集い活力あふれるまち
3. 人と自然が調和した環境にやさしいまち
4. 誰もが生きがいをもち、安心して暮らせるまち

熊野市

<「市民が主役、地域が主体のまちづくり」で、活力と潤いに満ちた地域社会を実現する>

- 本市の基幹産業である農林水産業は小規模で、また企業や事業所数も減少傾向にあり、コロナ禍における経済不況や交通アクセスの悪さにより企業の進出もないことから、新卒者の多くは魅力ある職を求めてふるさとを離れる深刻な状況にあり、超々高齢社会への対応、地域社会や農林水産業を支える担い手対策など多くの課題を抱えている。
- 一方では温暖な気候、豊かな自然や世界遺産熊野古道を代表とする歴史・文化、海・山・川の恵みなど優れた地域資源が豊富にあり、地域の活性化に向けた大きな潜在力と可能性を秘めている。
- 本市の持続的発展の基本方針は、本市の地域資源を最大限に活用し、「市民が主役、地域が主体のまちづくり」の基本理念のもとに市民と行政が協働し、「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」、「産業の振興」、「地域における情報化」、「交通施設の整備、交通手段の確保」、「生活環境の整備」、「子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」、「医療の確保」、「教育の振興」、「集落の整備」、「地域文化の振興等」の推進に取り組み、活力と潤いに満ちた持続可

能な地域社会の形成に努めることである。

- また、過疎地域の持続的発展を推進するため、SDGsの推進を図るとともに、今後、人口が減少しても市民サービスや利便性の向上を図るためのDX(デジタルトランスフォーメーション)を推進する。さらに、カーボンニュートラルの推進など「脱炭素社会」を目指すことで、環境に配慮したまちづくりを展開する。
- ① 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
地域住民や事業者、団体等と協働して住みたくなるまち、住み続けたいと思うまちづくりを推進する
- ② 産業の振興
地域産業の振興で、働く場を創出する
- ③ 地域における情報化
あらゆる分野でICTを活用し、一人ひとりの暮らしを支える情報化を推進する
- ④ 交通施設の整備、交通手段の確保
高規格幹線自動車道など交通通信基盤の整備促進により、地域経済社会を発展させていく
- ⑤ 生活環境の整備
若者の定住促進や市民の快適な居住環境の確保のため、身近な生活環境の整備を推進する
- ⑥ 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
自然豊かなところで安心して生み育てることのできる環境の整備と健康で安心して生きがいを持って暮らせるまちを創りあげていく
- ⑦ 医療の確保
地域医療体制の充実を図る
- ⑧ 教育の振興
いきいきと学び地域文化を育むまちづくりを推進する
- ⑨ 集落の整備
自分の地域に誇りと愛着と自信が持てる、地域づくりと集落間の連携を推進する
- ⑩ 地域文化の振興等
すべての市民に楽しさや感動、精神的安らぎをもたらす質の高い文化芸術活動を推進する
- ⑪ 再生可能エネルギーの利用と推進
地域特性を活かした再生可能エネルギーの活用を推進する

志摩市

本市では、人口減少、少子高齢化の傾向が続くことが予想されており、そのことによる経済活動の停滞や縮小、地域活力の低下などさまざまな面での影響が懸念されています。このような中、本市がめざすまちづくりについては、令和3(2021)年3月に策定した総合計画に示されているように「自然と共生するまち」「市民が誇りをもてるまち」「次世代につながるまち」を基本理念とし、将来にわたって安心して暮らし続けることのできる将来像の実現をめざして市民・事業者・行政等、本市にかかわるすべての人が力をあわせ、みんなが自慢したくなるまちづくりを進めています。本市における過疎対策においても三重県過疎地域持続的発展方針を踏まえ、総合計画のもと、人口の社会減に歯止めをかけるための施策に取り組み、持続可能なまちづくりをめざします。

【基本理念】

- 「自然と共生するまち」
- 「市民が誇りをもてるまち」
- 「次世代につながるまち」

【まちの将来像】

「住む人支え 来る人迎える 豊かな里と海のまち」

【基本目標】

○目標1 自然とともに生きるまちづくり

志摩市の豊かな自然環境は、この地域の伝統・文化を形成するものであるとともに人々の生活や産業の基盤となるものです。

この素晴らしい自然環境を次世代へ継承するため、日々の暮らしの中で、自然との良好な関係を築きながら自然環境の保全に努めるとともに、伊勢志摩国立公園にふさわしい景観の保全に取り組みます。また、自然と触れ合いながら、自然と市民との暮らしのつながりについて学ぶための環境教育にも取り組みます。さらには、海洋プラスチックごみ対策も含めたごみの発生抑制と資源の循環利用推進、温室効果ガスの排出削減、森・里・川・海のつながりの確保や水環境に配慮した排水処理の推進等により、持続可能な循環共生型の社会の構築を進めます。

○目標2 安全・安心なまちづくり

各種災害への備えが万全で、身の回りに危険や犯罪がない生活環境は、市民の快適な生活を支える基本となるものです。

地震津波や台風、集中豪雨などの自然災害の脅威に対し、公共施設の耐震化や河川・海岸の整備、自主防災組織の育成、市民の意識啓発など、総合的な防災・減災体制の強化に取り組みます。また、常備消防や消防団の充実・強化を図り、災害発生時の人的・物的被害の拡大を抑制します。さらに、新型コロナウイルス感染症対策を含めた危機管理体制の強化も図ります。生活や地域の変化に対応した土地利用の適正化や増加する空家等の適正な管理を行い、住環境を整えるとともに、道路や公共交通などの生活基盤の整備に取り組み、快適で安全・安心なまちづくりを進めます。

○目標3 産業が元気なまちづくり

地域産業と雇用は地域の暮らしの基盤であり、産業の振興と雇用の創出は人口減少を食い止めるうえで重要な課題です。

志摩市の産業の特徴は、豊かな食材を生み出す農林水産業と美しい景観などの地域資源を活用した観光関連産業にあります。これらの地域産業を維持・強化するため、担い手育成等を図るとともに、6次産業化の推進や創業支援、企業誘致により新たな産業や雇用の創出をめざします。あわせて漁場環境の改善や獣害対策等に取り組み、持続可能な生産基盤を整備します。また、観光地としての魅力を高める環境整備や情報発信に取り組みとともに、豊かな自然環境等を生かした体験型アクティビティを推進するなど、「ナショナルパーク」としての地域ブランド力の向上を図ります。

○目標4 誰もが健やかで助け合うまちづくり

誰もが安心して幸せに暮らすためには、すべての人が尊重され、地域住民としてのつながりを持ち、お互いに支えあい共に生きるまちづくりを進めることが重要です。

高齢化が急速に進行する中、健康寿命を延ばす体力づくりや予防医療を推進するとともに、医療体制や介護サービス等の充実に取り組みます。また、子どもを安心して産み育てられ、子どもが健やかに育つことのできる環境を整えます。年齢、性別、障がいの有無に関わらず誰もが住み慣れた地域で自分らしくいきいきと生活できるよう、地域全体で様々な生活課題に取り組む仕組みを構築し、それぞれが思い描く幸せのかたちを尊重し合う地域社会の実現をめざします。

○目標5 人と文化を育むまちづくり

市民一人ひとりがまちづくりの主役であり、教育を通して「生きる力」を身につけ豊かな感性を育むとともに、ふるさとへの愛着を抱き、まちづくりに対する興味と関心を持てるようになる環境づくりが重要です。

次世代を担う子どもたちが、健全にたくましく成長し、自然や伝統・文化を愛し、ふるさとを誇ることができるよう、地域の特性を伝える“志摩ならではの”の教育や、学校と地域、各家庭が一体となった教育を実践します。加えて、社会や生活の様式が大きく変化する中、情報を活用する能力、物事の中から問題を発見する能力、他の人たちと協働して課題を解決する能力を培う教育を推進します。また、生涯学習講座やスポーツに親しむ機会の充実を図り、子どもから高齢者まで生涯にわたり生きがいを持って暮らせるまちづくりを進めます。さらに、地域の伝統・文化の再発見と再評価を行い、保存や活用に取り組み、次世代への継承を進めます。

○目標6 市民のために市民と築くまちづくり

少子高齢化と人口減少が進行し、市税収入の減少と社会保障費の増大が予想される中、今後、持続的かつ効率的な運営となるよう行財政改革が必要となります。

限られた行政の経営資源の中で、まず、歳出削減や新たな歳入の確保など財政基盤の強化を図ります。さらに多様化・高度化する市民のニーズにより柔軟に対応できるよう市職員の資質向上と意識向上に努め、伸びやかに能力を発揮できる場をつくります。あわせて AI(人工知能)や RPA(ロボットによる自動化)等の新たなテクノロジーの導入・利活用による業務効率化を進めるとともに市民サービスの向上を図ります。市民が各地域の特性を生かして主体的に地域の発展を担っていけるような体制づくりに努め、市民・事業者・行政が連携した市民のためのまちづくりを進めます。

【重点目標】

将来にわたって持続可能なまちづくりを進めるため、施策横断的に取り組む必要のある次の5つを重点目標として設定します。

- | | |
|----------------------------|-----------|
| (1) 人口減少、少子・超高齢社会への対応 | 《地方創生》 |
| (2) 環境・経済・社会の三側面の連携による価値創出 | 《SDGs》 |
| (3) 災害に負けない強靱な地域づくり | 《国土強靱化》 |
| (4) ニューノーマル(新たな日常)への適応 | 《ポストコロナ》 |
| (5) 市民による持続可能なまちづくりの推進 | 《市民まちづくり》 |

伊賀市(旧島ヶ原村・旧阿山町、旧大山田村、旧青山町)

伊賀市総合計画は、伊賀市における最上位の計画として、中長期の展望のもと、総合的かつ計画的なまちづくりを推進するための基本となる方針を定めたものです。

伊賀市総合計画では、望ましいまちの姿と将来像を設定し、2014(平成26)年度策定の基本構想・第1次基本計画、それに続く2017(平成29)年度からの第2次基本計画、そして現在は2021(令和3)年度に策定した第3次基本計画に沿ってまちづくりを進めています。

過疎法制定の理念は、条件不利性の克服という過疎対策の基本的な考え方を維持しつつ、過疎地域の持続的発展を支援し、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正、美しく風格ある国土の形成に寄与することと、地域の自立に向けて、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活かした地域活力の向上の実現を目指すこととされています。

こうした法の理念に沿って、豊かで多様な価値観・文化、地域の繋がりを守り、自然、歴史、地域性、郷に住む人々、そして風土を生かした特色ある地域として、持続的に発展させるための方針を定めます。

移住定住対策は、空き家バンク制度を活用し、移住希望者などに対するPRや受け入れ体制の整備による移住人口の拡大に取り組み、地域の魅力を発信し関係人口の増加に取り組みます。

農業振興は、地域での農業生産活動を継続的に行うとともに、寒暖差が大きい伊賀市の気候を活かした伊賀米・伊賀牛など地域の農畜産物のブランド力を高めます。

林業振興は、森林環境の整備・木材の利活用・森林の魅力創造・人材育成を進め、伊賀の森林や里

山に誇りを持てる地域づくりをめざします。

商工業振興は、地場産品の流通整備や情報発信の機会創出により販路の拡大を目指します。また、農林業との連携による新たな産業の創出や起業家の育成に取り組みます。

情報化は、革新的な情報通信技術を活用し、過疎地域における課題や困難を克服するため、IoT (Internet of Things)・AI 技術を用いたプラットフォームの構築に取り組みます。

交通対策は、生活に必要な移動手段として重要な役割を果たしている地域公共交通の利用を促すために、地域の実情に応じた新たな運行形態などの調査・検討を行い、利用しやすい交通体制の構築に努めます。

生活環境は、安心して暮らせる環境を守り、住民誰もが安全で文化的な生活を営める地域づくりを進めるため、地域の自主防災力を高め、高齢者などの情報弱者への支援に取り組みます。

子育て支援は、家庭や地域での支え合いや住民同士のつながりを強め、子どもを産み育てやすい環境を推進し、地域で育む意識の醸成に取り組みます。

高齢者支援は、住み慣れた地域で、健やかに生きがいを持ち、安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。また、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増えるなかで、地域の誰もがともに助けあい、ともに生きる地域づくりに取り組みます。

教育では、未就学児童や児童生徒にとってより良い環境確保のため、現在の施設のあり方を検討し、次代に繋がる施設活用の検討に取り組みます。

集落の整備では、こうした地域の維持管理とコミュニティの維持に向けて、移住人口の拡大と外部人材を積極的に活用し地域の発展に取り組みます。

地域文化の振興では、それぞれの地域の歴史の中で形成された数多くの文化財、文化遺産があり、こうした受け継がれた文化遺産の保存・継承に取り組みます。また、人口減少が進むなか、伝統文化の継承に取り組みます。

さらに、国際連合が提唱する「持続可能な開発目標 (SDGs) の理念に基づき、持続可能な多様性と包摂性のある地域社会を目指します。

大台町

人口減少が国全体の問題として取り上げられる中、本町では、1955 (昭和 30) 年をピークに人口減少が続いています。この人口減少問題に対する取組として本町が目指すべき 4 つの将来像を設定し、2020 (令和 2) 年 3 月に第 2 期「大台町まち・ひと・しごと創生総合戦略」としてまとめました。

これらを 2060 年に向けた長期的な展望とし、大台町を誇りに思い、大台町で働き、大台町で子どもを育てたいと思う人々が、いつまでも住み続けたいと思える魅力あるまちづくりを進めます。

- I. 自然と共生するまち
- II. 産業の軸のあるまち
- III. 子育てにやさしいまち
- IV. 女性が活躍できるまち

■基本理念 「自然と人びとが幸せに暮らすまち」

■共通目標・基本目標

まちづくりの6つの柱として、次のとおり政策の全分野の基盤となる共通目標と1次計画から引き継ぐ5つの基本政策を掲げ、町民と行政の協働により、町の将来像の実現に向けて取り組みを進めます。

・共通目標1≫≫ 未来へ引き継ぐまちづくり

自然と共存した経済活動、環境保全対策、伝統文化の保護・継承、地域コミュニティ活動など、自然と人間社会の共生に取り組み、地域特性に応じた、将来にわたって活力ある持続可能なまちづくりを進め

ます。

「子育てにやさしいまち」を推進し、本町の魅力として発信するとともに、町民の皆さん一人ひとりが大台町に住んでいることに誇りを持って、ずっと住み続けたいと思えるまちづくりを進めます。

・基本目標1≫≫ 美しい環境のまちづくり

豊かな生態系や生物多様性を保全するため、町民が主体的に取り組む自然環境と調和した持続可能な環境保全活動や景観づくりを進めます。

日常生活を営む上において、大切な上下水道、生活排水、し尿・ごみ処理対策などを通して快適で良好な生活環境を整備し、自然と共生する美しい環境のまちづくりを進めます。

・基本目標2≫≫ 産業振興と交流のまちづくり

豊かな自然資源や高速道整備による交通の利便性の向上など、本町の特徴を活かして、農林水産業や商工業など地域産業の振興と観光・交流を促進します。

また、新たな資源の発掘や地域資源を活かした起業化を促進するなど、地域に根付き、町民が主体となる産業振興と交流のまちづくりを進めます。

・基本目標3 ≫≫ いきいき健康・福祉のまちづくり

町民一人ひとりが、思いやりの心を持って、安心して幸せに暮らせる福祉のまちづくりを進めます。

「健康寿命」を伸ばすため、一人ひとりの健康意識を高めながら、運動や健康的な食習慣を推進し、いつまでも住み慣れた地域で、家族や友人といきいきと健康に暮らせるまちづくりを進めます。

・基本目標4≫≫ 教育・文化振興のまちづくり

人と自然の共存や、そこに暮らす人々の多様な生き方を学ぶことを通じて、新たな価値観や行動を生み出す郷土愛を持った子どもたちの育成に努めます。

先人が、絶やすことなく築き上げてきた郷土の伝統的な文化や遺産を適切に守り、次世代に伝承します。

・基本目標5 ≫≫ 安全・安心のまちづくり

自然災害に備え「自助」「共助」「公助」の役割を認識するとともに、それぞれが主体的に防災活動に取り組む体制を構築し、災害に強いまちづくりを進めます。

町民一人ひとりが安心して暮らせるよう、消防や救急体制の充実を図るとともに、犯罪や交通事故のない安全で安心なまちづくりを進めます。

大紀町

本町は平成17年2月14日に旧大宮町、旧紀勢町、旧大内山村の2町1村が合併して誕生した。本町では、旧3町村がそれぞれ過疎地域活性化特別措置法及び過疎地域自立促進特別措置法により地域の活性化と自立促進に向け過疎対策に取り組んできたように、産業の振興と育成による所得の増加と雇用の増大、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進による定住化対策とUJIターンの促進、生活環境の整備による都市部との格差是正と住みやすさの創設、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進による高齢化社会への対応、その他医療の確保や教育の振興及び地域文化の振興等の施策の実施により、個性ある地域の創設と住みやすさや学びやすさといった生活していくには欠かせない安心の創設に努めてきた。

しかし、公共インフラの整備も含めまだまだ地域の自立とまではいかず、住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある地域の形成には更なる施策の実施が必要である。

本町の地場産業として、地形的に大別される山間部には、水稻作、肥育牛生産、酪農生産、椎茸生産、杉・松の素材生産といった農林業を中心に行われており、特に旧大宮町の松阪牛と旧大内山村の大内山牛乳はブランドとして広く知られている。また、熊野灘に面した海岸部の錦地区では第三種漁港を有し、

ブリ定置網、あぐり網、タイ・ハマチ養殖等漁業が主産業となっている。これまでの過疎対策は、本町の基幹産業である農林漁業の生産基盤施設や生活基盤施設の充実に重点を置いて実施し、これらの基礎的な整備水準はほぼ達成されてきたが、積極的に本町の持つ資源を活用した経済的対策が充分でなく、関連産業の創出や地域全体への経済波及効果は現れておらず、全国的な傾向に見られるように、相変わらず続く農林水産業の低迷や過疎化による後継者不足は、地域の地場産業の低迷へとつながり地域全体の活力の低下を招いている。

こうした状況の中、人口の現状を分析し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示する「大紀町人口ビジョン」と、これに有効な施策を展開することで、人口減少の克服と地域経済の発展を図り、町民が安心して働き、結婚や子育てしやすい町の実現を目指す「大紀町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成 27 年 10 月に策定し地方創生の取り組みを進めてきた。

地域が持続的に発展していくための基本方針として以下の4つの目標を掲げ施策を展開していく。

- ① 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする
- ② まちへのひとの流れをつくる
- ③ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ④ ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

なお、SDGs (Sustainable Development Goals -持続可能な開発目標) の理念は町政推進の基本理念と方向性を同じくするものである。各施策の推進に際しては、SDGsの 17 のゴール・169 のターゲットに資するように、実施手法等を考慮する。

南伊勢町

過疎地域においては、若年者の都市部への流出による人口減少や集落の小規模化、地域住民の高齢化により、集落機能の維持が困難となっている集落が多くなってきている。

南伊勢町においても、少子高齢化が進んでいるが、このようななかでも、南伊勢町が自主性及び自立性を高め、将来にわたって存続し、町民一人ひとりが安心して心豊かに暮らせる町になるため、従来の役場と町民の関係だけにとどまらず、町民同士や南伊勢町に関わるすべての主体の力を結集して乗り越えていくことが必要である。

このため、南伊勢町では、令和元年 9 月に「南伊勢町総合計画(新絆プラン)」を策定し、「生命力みなぎる常若のまち」をまちの 30 年後のめざす姿として、まちづくりに取り組んでおり、その基本理念である「町民起点のまちづくり」、まちづくりの基本姿勢である「総働のまちづくり」、役場の基本方針である「ともに創り、ともに変える役場」を持続的発展のための基本方針と位置づけ、これに基づき各種施策に取り組んでいくものとする。

また、「南伊勢町第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略」でもあり、将来に向けた計画的なまちづくりを展望するための方向性と、人口減少の克服・地方創生の目的を達成するための具体的な目標、施策を位置づけた新絆プランの「戦略計画」も踏まえ、本町が抱える地域課題解決のため、各種施策に取り組み、「持続的可能な地域づくり」を進めていくものとする。

紀北町

本町では、従来の過疎対策により一定の成果を挙げていますが、依然として若年者を中心とする人口流出、少子化による人口減少や高齢化の進展により、地域の産業や経済の低迷といった厳しい状況が長く続いています。

また、過疎化が進行したことにより、山間部・海岸部の集落が限界集落となり、地域の活力も低下しているほか、伝統行事の存続、空き家や放棄地の増加、獣害対策等、新たな課題も発生しています。さらに、

紀勢自動車道が全線開通され、本町まで自動車専用道路が接続されたことで観光客の増加や住民生活の利便性の向上が期待される一方で、ストロー現象や通過地点となってしまうことが懸念されています。これらの諸問題のほか、情報通信技術の急速な発達、国際化の進展、新型コロナウイルス感染症拡大によるライフスタイルや価値観の多様化など、社会情勢は大きく変化しており柔軟に対応していく必要があります。

地域が有する自然環境、景観、生活文化、余暇の過ごし方等の資源を複合的・総合的に活用し、地域の特性を生かした新たな人の流れや都市部とのつながりの創出、仕事づくりや就業先の確保等に加えて、革新的なデジタル技術を活用したデジタルトランスフォーメーション(DX)によるSociety5.0の実現やスーパーシティ構想による住民生活の利便性の向上、「誰一人取り残さない」ことを理念とするSDGsの視点、脱炭素社会の実現による自然との共生等により、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を目指して諸施策を積極的に推進します。

- ① 南海トラフ地震などの大規模地震や大雨による水害や土砂災害など、自然災害に対する「安全・安心」の確保に努めます。さらに、防犯、交通安全、環境保全、福祉、健康、水道、食生活、住民生活等あらゆる分野において「安全・安心」に暮らせるまちづくりを基本として施策の展開を図ります。
- ② 暮らしや仕事など様々な場面において、住民が誰一人取り残されることなく尊重されるとともに、それぞれの個性や能力を発揮し希望と生きがいをもって暮らすことができるまちづくりを進めます。また、すべての住民が心身ともに健康でありつづける環境を整えるとともに、進行する少子高齢化に対応して、高齢者や障がいのある人などをはじめとしたすべての住民が、住み慣れた地域で支え合いながら安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。
- ③ 地域資源を最大限に活かした地場産業の振興、多様な就業環境づくりに取り組むことで、地域経済の活性化や安定した雇用の確保に努めます。また、地域資源を活用した集客交流活動を推進するとともに、移住希望者等への情報提供や多様な支援、空き家バンク制度の活用や住宅リフォーム支援による一層の住環境の向上など、安心して人が集うことができる魅力あるまちづくりを進めます。
- ④ 豊かな自然と伝統・文化に恵まれた環境を生かして、若い世代が安心して結婚・出産・子育て等ができる取り組みを進めます。多様化する保育ニーズに応えるとともに、ICTを活用する等して都市部と格差のない教育を受けることができる環境を整えるなど、若い世代が暮らしやすい町を目指し、人口減少に歯止めをかけるまちづくりを展開していきます。
- ⑤ 地域資源や伝統行事、活性化等に取り組む住民、地域コミュニティ、事業者等多様な主体の活動を支援することにより、地域資源を有効に活用するとともにそのノウハウを継承して、地域活力を更に向上させるまちづくりを進めます。
- ⑥ 豊かな自然や歴史・文化を将来にわたって守り続け、それらを大切にし、学び、ふれあうことにより、住民が地域に誇りと自信をもち地域を愛する心を育むとともに、それらの地域資源を核として、都市部等との地域間交流の促進、地域のつながりを強化していきます。
- ⑦ 自治の担い手として住民が町政に参画するため、住民参画や公聴の場を設けるなど協働の仕組みづくりを構築して、住民ニーズやまちの課題を的確に把握するとともに、施策の検討過程などを公開・広報することにより、住民との信頼関係に基づいた行政運営を進めていきます。また、公益活動を行うNPOやボランティアなどの住民活動を促進し、支援を行うとともに、事業所や各種団体などと連携した活動にも取り組み、多様な主体の協働による柔軟なまちづくりを展開していきます。

三重県過疎地域持続的発展計画とSDGs(持続可能な開発目標)との関係

三重県過疎地域持続的発展計画の施策と、施策の取組が達成に寄与すると考えられるSDGsの17の目標(ゴール)との関係を以下のとおり整理しました。

SDGsの17の目標(ゴール)は、経済・社会・環境の3つの側面を一体不可分なものにとらえ、相互のつながりを深く理解し、紐解くことで、地域が取り組むべき複数の課題の同時解決をめざすものであり、こうしたSDGsの考え方は過疎地域の持続的発展に寄与するものと考えられます。

| | 過疎地域の持続的発展のための施策 | 1 貧困をなくそう | 2 飢餓をゼロに | 3 すべての人に健康と福祉を | 4 質の高い教育をみんなに | 5 ジェンダー平等を実現しよう | 6 安全な水とトイレを世界中に | 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに | 8 働きがいも経済成長も | 9 産業と技術革新の基盤をつくろう | 10 人や国の不平等をなくそう | 11 住み続けられるまちづくりを | 12 つくる責任つかう責任 | 13 気候変動に具体的な対策を | 14 海の豊かさを守ろう | 15 陸の豊かさを守ろう | 16 平和と公正をすべての人に | 17 パートナリーシップで目標を達成しよう | |
|----|----------------------------------|-----------|----------|----------------|---------------|-----------------|-----------------|----------------------|--------------|-------------------|-----------------|------------------|---------------|-----------------|--------------|--------------|-----------------|-----------------------|---|
| 2 | 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | | | | ○ | | | | ○ | | | ◎ | | | | | | | ○ |
| 3 | 農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興及び観光の開発 | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | ◎ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ◎ | ◎ | | | ○ |
| 4 | デジタル社会の推進 | | | ○ | ○ | | | | ○ | ◎ | ○ | ○ | | | | | | | ○ |
| 5 | 交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保 | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | | ◎ | | ○ | | | | | ○ |
| 6 | 生活環境の整備 | | | ○ | | | ◎ | | ○ | | | ◎ | ○ | ◎ | ○ | ○ | | | ○ |
| 7 | 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進 | ○ | ○ | ◎ | ○ | ○ | | | ○ | | ○ | ○ | | | | | | ○ | ○ |
| 8 | 医療の確保 | | | ◎ | ○ | | | | | | | | | | | | | | ○ |
| 9 | 教育の振興 | | | | ◎ | | | | ○ | | ○ | | | | | | | | ○ |
| 10 | 集落の整備 | | | | ○ | | | | ○ | | | ◎ | | | | | | | ○ |
| 11 | 地域文化の振興等 | | | | ○ | | | | ○ | | | ◎ | | | | | | | ○ |
| 12 | 再生可能エネルギーの利用の推進 | | | | | | | ◎ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | | | | ○ |
| 13 | その他地域の持続的発展に関し必要な事項 | | | | | | ◎ | | | | | ○ | | ◎ | ○ | ○ | | | ○ |

※ 特に関係性の強い項目は「◎」。